

令和4年度 三条市水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和4年度三条市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 栓 数		41,406 栓
(2) 年 間 給 水 量		13,359,000 m <sup>3</sup>
(3) 一 日 平 均 給 水 量		36,600 m <sup>3</sup>
(4) 主な建設改良事業	配水施設設置工事	10,670 千円
	配水管布設工事	47,600 千円
	配水管布設替工事	244,279 千円
	計	302,549 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款 水道事業収益		2,101,245 千円
第1項 営業収益		1,998,397 千円
第2項 営業外収益		102,848 千円
支 出		
第1款 水道事業費用		2,041,612 千円
第1項 営業費用		1,960,017 千円
第2項 営業外費用		80,495 千円
第3項 特別損失		100 千円
第4項 予備費		1,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額337,286千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額27,814千円及び過年度分損益勘定留保資金309,472千円で補てんするものとする。)

収 入		
第1款 資本的収入		244,451 千円
第1項 企業債		187,200 千円
第2項 工事負担金		57,250 千円
第3項 固定資産売却代金		1 千円
支 出		
第1款 資本的支出		581,737 千円
第1項 建設改良費		396,595 千円
第2項 企業債償還金		185,142 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
水道料金徴収等業務委託	令和5年度から令和9年度まで	470,030千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
配水施設設置、 配水管布設及び 配水管布設替工 事	187,200千円	証書借入	5.0%以内 (ただし、利率見 直し方式で借り入 れる資金につい て、利率の見直し を行った後におい ては、当該見直し 後の利率)	借入先の融資条 件によるものとし る。 ただし、都合に よりその全部又は 一部を繰上償還す ることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、200,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した予定額に過不足を生じた場合における同一款内で、これらの経費の各  
項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、  
又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければなら  
ない。

(1) 職員給与費 177,358 千円

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、38,534千円と定める。

令和4年3月1日提出

三条市長 滝 沢 亮

令和4年度 三条市水道事業会計予算実施計画

収益的収入及び支出

収入

款 項 目	本年度	前年度	比 較	節		説 明									
				区 分	金 額										
	千円	千円	千円		千円	千円									
1 水道事業収益	2,101,245	2,068,379	32,866												
1 営業収益	1,998,397	1,966,152	32,245												
1 給水収益	1,972,179	1,935,301	36,878	水道料金	1,964,296	水道料金									
						<table border="1"> <tr> <td>栓数</td> <td>有収水量</td> <td>給水料金</td> </tr> <tr> <td>栓</td> <td>m<sup>3</sup></td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>41,406</td> <td>11,736,600</td> <td>1,964,296,000</td> </tr> </table>	栓数	有収水量	給水料金	栓	m <sup>3</sup>	円	41,406	11,736,600	1,964,296,000
栓数	有収水量	給水料金													
栓	m <sup>3</sup>	円													
41,406	11,736,600	1,964,296,000													
				水道料金(随時)	7,882	水道料金(随時)									
						<table border="1"> <tr> <td>有収水量</td> <td>給水料金</td> </tr> <tr> <td>m<sup>3</sup></td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>47,100</td> <td>7,882,000</td> </tr> </table>	有収水量	給水料金	m <sup>3</sup>	円	47,100	7,882,000			
有収水量	給水料金														
m <sup>3</sup>	円														
47,100	7,882,000														
				私設消火栓使用料金	1	私設消火栓使用料金									
2 受託工事収益	200	200		修繕工事	200	修繕工事									
3 附帯事業収益	6,230	10,578	△ 4,348	ミネラルウォーター売却収益	6,230	ミネラルウォーター「千年悠水」売却収益									
4 その他営業収益	19,788	20,073	△ 285	手数料	3,019	給水装置工事検査手数料 1,000 督促手数料 1,200 給水中止手数料 810 諸証明手数料 9									
				雑収益	16,769	下水道使用料徴収受託金 9,174 農業集落排水施設使用料徴収受託金 3,943 消火栓維持収入 3,650									

款 項 目	本年度	前年度	比 較	節		説 明						
				区 分	金 額							
	千円	千円	千円		千円	千円						
2 営業外収益	102,848	102,227	621			遅延損害金 1 その他雑収益 1						
1 受取利息及び配当金	38	38		預金利息	36	預金利息						
				有価証券利息	1	有価証券利息						
				貸付金利息	1	一時貸付金利息						
2 繰入金	1,840	2,460	△ 620	他会計繰入金	1,840	一般会計繰入金						
3 水道加入金	39,471	37,678	1,793	水道加入金	39,471	水道加入金						
						<table border="1"> <thead> <tr> <th>件数</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>399</td> <td>39,471,000</td> </tr> </tbody> </table>	件数	金額	件	円	399	39,471,000
件数	金額											
件	円											
399	39,471,000											
4 長期前受金戻入	61,266	61,728	△ 462	有形固定資産長期前受金戻入	61,266	有形固定資産長期前受金戻入						
5 雑収益	233	323	△ 90	その他雑収益	233	土地貸付料ほか						

支 出

款 項 目	本年度	前年度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
	千円	千円	千円		千円	千円
1 水道事業費用	2,041,612	2,001,030	40,582			
1 営業費用	1,960,017	1,938,454	21,563			
1 原水及び浄水費	1,053,279	1,033,970	19,309	給料	40,961	一般職給 7 人 27,795 一般任用職員給 7 人 13,166
				手当等	16,432	扶養手当 1,068 住居手当 1 通勤手当 896 特殊勤務手当 1 時間外勤務手当 1,345 休日勤務手当 100 夜間勤務手当 3,248 管理職手当 372 期末手当 5,735 勤勉手当 3,166 児童手当 500
				賞与引当金繰入額	4,440	期末手当 2,868 勤勉手当 1,572
				法定福利費	10,833	共済組合負担金ほか 8,246 社会保険料 2,587
				法定福利費引当金繰入額	837	共済組合負担金 720 社会保険料 117
				被服費	189	職員貸与被服
				備用品費	3,447	浄水場関係備用品
				燃料費	626	暖房用及び自動車用燃料
				通信運搬費	786	電話回線使用料

款 項 目	本年度	前年度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
	千円	千円	千円		千円	千円
2 配水及び給水費	156,665	150,738	5,927	委託料	13,908	自家用電気設備保守点検委託料ほか
				手数料	13,589	水質検査手数料ほか
				賃借料	1,933	土地借上料ほか
				修繕費	22,721	建物施設修繕費ほか
				動力費	47,962	取水、送水ポンプ電気料ほか
				薬品費	12,984	次亜塩素酸ナトリウムほか
				材料費	1,309	ろ過砂ほか
				補償金	35	浚渫補償料
				負担金	985	笠堀ダム管理費負担金ほか
				受水費	859,302	基本料金、使用料金
				給料	12,510	一般職給3人
				手当等	8,224	扶養手当 1,049
						住居手当 1
						通勤手当 158
						特殊勤務手当 1
						時間外勤務手当 2,023
		休日勤務手当 1				
		管理職手当 372				
		期末手当 1,976				
		勤勉手当 1,543				
		児童手当 1,100				
		賞与引当金 999				
		繰入額 755				
		法定福利費 3,847	共済組合負担金ほか			

款 項 目	本年度	前年度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
	千円	千円	千円		千円	千円
				法定福利費 引当金繰入 額	346	共済組合負担金
				被服費	85	職員貸与被服
				備用品費	699	配水及び給水関係備用品
				燃料費	1,018	暖房用及び自動車用燃料
				印刷製本費	5	大判カラーコピー代ほか
				通信運搬費	3,024	電話回線使用料ほか
				委託料	32,068	検満メーター取替委託料ほか
				手数料	1,443	廃材処分手数料ほか
				賃借料	2,462	土地借上料ほか
				修繕費	49,850	給・配水管等修繕費ほか
				路面復旧費	14,681	舗装道路復旧費
				動力費	2,265	配水ポンプ電気料ほか
				材料費	22,005	給・配水管等維持材料、メ ーターほか
				補償金	100	損害補償金
				負担金	279	土木積算システム使用負担金 ほか
3 受託工事費	100	100		材料費	100	修繕工事に用材料費
4 総係費	179,454	175,310	4,144	給料	22,513	一般職給 4 人 17,864 一般任用職員給 2 人 4,649
				手当等	9,617	扶養手当 800 住居手当 1 通勤手当 572 特殊勤務手当 1

款 項 目	本年度	前年度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
	千円	千円	千円		千円	千円
						時間外勤務手当 2,352
						休日勤務手当 1
						管理職手当 494
						期末手当 3,202
						勤勉手当 2,074
						児童手当 120
				賞与引当金 繰入額	2,675	期末手当 1,644
						勤勉手当 1,031
				法定福利費	7,011	共済組合負担金ほか 5,977
						社会保険料 1,034
				法定福利費 引当金繰入 額	515	共済組合負担金 472
						社会保険料 43
				退職給付費	4,000	退職給付引当金繰入
				旅費	510	諸会議参加旅費ほか
				被服費	59	職員貸与被服
				備用品費	1,685	業務関係備用品
				燃料費	163	自動車用燃料
				印刷製本費	2,857	納入通知書ほか
				通信運搬費	7,489	郵送料ほか
				広告料	33	新聞広告料
				委託料	99,131	水道料金徴収等業務委託料ほか
				手数料	4,867	口座振替手数料ほか
				賃借料	9,419	会計システム機器借上料ほか
				修繕費	305	自動車・事務用器具修理



款 項 目	本年度	前年度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
	千円	千円	千円		千円	千円
				公課費	173	自動車重量税
				厚生費	218	職員健康管理費
				負担金	4,237	日本水道協会負担金ほか
				保険料	1,577	車両保険料、建物損害保険料ほか
				貸倒引当金繰入額	400	貸倒引当金繰入額
5 附帯事業費	7,303	11,010	△ 3,707	ミネラルウォーター費	7,303	ミネラルウォーター製造費用ほか
6 減価償却費	561,335	561,007	328	有形固定資産減価償却費	560,440	有形固定資産減価償却費
				無形固定資産減価償却費	895	無形固定資産減価償却費
7 資産減耗費	1,879	6,317	△ 4,438	固定資産除却費	1,779	配水管布設替工事等による除却ほか
				たな卸資産減耗費	100	たな卸資産減耗費
8 その他営業費用	2	2		材料売却原価	1	材料売却原価
				雑支出	1	雑支出
2 営業外費用	80,495	61,476	19,019			
1 支払利息	36,990	36,765	225	企業債利息	36,823	企業債利息
				借入金利息	167	一時借入金利息
2 消費税及び地方消費税	43,500	24,706	18,794	消費税及び地方消費税	43,500	消費税及び地方消費税納付額
3 雑支出	5	5		その他雑支出	5	その他雑支出

款 項 目	本年度	前年度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
	千円	千円	千円		千円	千円
3 特別損失	100	100				
1 過年度損益 修正損	100	100		過年度損益 修正損	100	過年度調定減に係る修正損
4 予備費	1,000	1,000				
1 予備費	1,000	1,000		予備費	1,000	

資 本 的 収 入 及 び 支 出

収 入

款 項 目	本年度	前年度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
	千円	千円	千円		千円	千円
1 資本的収入	244,451	468,651	△ 224,200			
1 企業債	187,200	431,400	△ 244,200			
1 企業債	187,200	431,400	△ 244,200	建設改良等 企業債	187,200	配水管布設替工事ほか
2 工事負担金	57,250	37,250	20,000			
1 工事負担金	57,250	37,250	20,000	工事負担金	57,250	公共下水道関連工事に伴う配水管布設替工事費負担金ほか
3 固定資産売却 代金	1	1				
1 固定資産売 却代金	1	1		固定資産売 却代金	1	固定資産売却代金

支 出

款 項 目	本年度	前年度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
	千円	千円	千円		千円	千円
1 資本的支出	581,737	787,401	△ 205,664			
1 建設改良費	396,595	610,782	△ 214,187			
1 事務費	84,806	60,350	24,456	給料	17,207	一般職給 4 人
				手当等	9,691	扶養手当 825
						住居手当 1
						通勤手当 238
						時間外勤務手当 1,655
						期末手当 3,904
						勤勉手当 2,948

款 項 目	本年度	前年度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
	千円	千円	千円		千円	千円
						児童手当 120
				法定福利費	5,785	共済組合負担金ほか
				委託料	51,360	配水管工事設計委託料
				負担金	763	電子入札システム共同利用負担金
2 配水施設費	302,549	515,475	△ 212,926	配水施設設置工事費	10,670	配水施設設置工事
				配水管布設工事費	47,600	配水管布設工事
				配水管布設替工事費	244,279	石綿セメント管布設替工事 55,760
						老朽管布設替工事ほか 188,519
3 消火栓施設費	8,250	9,250	△ 1,000	消火栓施設費	8,250	消火栓設置工事ほか
4 固定資産購入費	990	10,527	△ 9,537	メーター	990	水道メーター
× 浄水施設費		15,180	△ 15,180			
2 企業債償還金	185,142	176,619	8,523			
1 企業債償還金	185,142	176,619	8,523	企業債償還金	185,142	企業債償還元金

令和4年度 三条市水道事業予定キャッシュ・フロー計算書  
(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

(単位 千円)

1	業務活動によるキャッシュ・フロー	
	当年度純利益	31,202
	減価償却費	561,335
	固定資産除却費	1,779
	退職給付引当金の増減額	△ 19,647
	賞与引当金の増減額	0
	法定福利費引当金の増減額	0
	貸倒引当金の増減額	0
	修繕引当金の増減額	0
	長期前受金戻入額	△ 61,266
	支払利息	36,990
	受取利息及び受取配当金	△ 38
	未収金の増減額(△は増加)	△ 6,878
	貯蔵品の増減額(△は増加)	△ 12,688
	未払金の増減額(△は減少)	74,999
	未払費用の増減額(△は減少)	0
	小計	605,788
	利息及び配当金の受取額	38
	利息の支払額	△ 36,990
	業務活動によるキャッシュ・フロー	568,836
2	投資活動によるキャッシュ・フロー	
	固定資産の取得による支出	△ 370,611
	固定資産の売却による収入	1
	国庫補助金等による収入	57,250
	投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 313,360
3	財務活動によるキャッシュ・フロー	
	一時借入金による収入	200,000
	一時借入金の償還による支出	△ 200,000
	建設改良等企業債による収入	187,200
	建設改良等企業債の償還による支出	△ 185,142
	財務活動によるキャッシュ・フロー	2,058
	資金増加額(又は減少額)	257,534
	資金期首残高	2,944,995
	資金期末残高	3,202,529

給 与 費 明 細 書

1 総 括

(1) 一般任用職員等以外の職員

区 分	職 員 数		給 与 費				法 定 福 利 費 (千円)	合 計 (千円)
	特別職 (人)	一般職 (人)	報 酬 (千円)	給 料 (千円)	手 当 (千円)	計 (千円)		
本 年 度	損益勘定支弁 職員	14		58,169	39,681	97,850	19,608	117,458
	資本勘定支弁 職員	4		17,207	9,571	26,778	5,785	32,563
	合 計	18		75,376	49,252	124,628	25,393	150,021
前 年 度	損益勘定支弁 職員	14		57,932	39,982	97,914	19,268	117,182
	資本勘定支弁 職員	5		21,434	11,056	32,490	6,964	39,454
	合 計	19		79,366	51,038	130,404	26,232	156,636
比 較	損益勘定支弁 職員			237	△ 301	△ 64	340	276
	資本勘定支弁 職員	△ 1		△ 4,227	△ 1,485	△ 5,712	△ 1,179	△ 6,891
	合 計	△ 1		△ 3,990	△ 1,786	△ 5,776	△ 839	△ 6,615

手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	単 身 赴 任 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	時 間 外 勤 務 手 当 (千円)	宿 日 直 手 当 (千円)	管理職員 特別勤務 手 当 (千円)
	本 年 度	3,742	4	1,121		3	6,549		
	前 年 度	4,378	4	1,231		3	5,215		
	比 較	△ 636		△ 110			1,334		
手 当 の 内 訳	区 分	夜間勤務 手 当 (千円)	休日勤務 手 当 (千円)	管理職 手 当 (千円)	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	退 職 給 付 費 (千円)	合 計 (千円)	
	本 年 度	2,367	102	1,238	17,037	13,089	4,000	49,252	
	前 年 度	2,354	149	1,238	18,700	13,479	4,287	51,038	
	比 較	13	△ 47		△ 1,663	△ 390	△ 287	△ 1,786	

## (2) 一般任用職員等

区 分	職員数 (人)	給与費			法定 福利費 (千円)	合 計 (千円)	
		給 料 (千円)	手 当 (千円)	計 (千円)			
本 年 度	損益勘定支弁 職員	9	17,815	5,741	23,556	3,781	27,337
	資本勘定支弁 職員						
	合 計	9	17,815	5,741	23,556	3,781	27,337
前 年 度	損益勘定支弁 職員	9	17,481	5,653	23,134	3,890	27,024
	資本勘定支弁 職員						
	合 計	9	17,481	5,653	23,134	3,890	27,024
比 較	損益勘定支弁 職員		334	88	422	△ 109	313
	資本勘定支弁 職員						
	合 計		334	88	422	△ 109	313

手 当 の 内 訳	区 分	通 勤 手 当 (千円)	時 間 外 勤 務 手 当 (千円)	宿 日 直 手 当 (千円)	夜 間 勤 務 手 当 (千円)	休 日 勤 務 手 当 (千円)	期 末 手 当 (千円)	合 計 (千円)
	本 年 度	743	826		881		3,291	5,741
	前 年 度	757	429		720		3,747	5,653
	比 較	△ 14	397		161		△ 456	88

※「一般任用職員等」とは、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2に基づく会計年度任用職員をいう。

2 給料及び手当の増減額の明細

(1) 一般任用職員等以外の職員

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説明	備考
給料	△ 3,990	給与改定に伴う増減分			
		昇給に伴う増加分	194		平均昇給率 0.35%
		その他の増減分	△ 4,184	人事異動等に伴うもの	職員数の異動状況 令和4年度職員数 18人 令和4年1月1日職員数 19人 令和4年3月31日までの退職者数 △2人 令和4年4月1日異動者数 1人
手当	△ 1,786	制度改正に伴う増減分	△ 885	期末手当の改正に伴う減	県に準じ、支給率を改定
		その他の増減分	△ 901	人事異動等に伴うもの	

(2) 一般任用職員等

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説明	備考
給料	334	給与改定に伴う増減分			
		その他の増減分	334	給料月額の変更に伴う増	
手当	88	制度改正に伴う増減分	△ 99	期末手当の改正に伴う減	支給率を改定
		その他の増減分	187	人事異動等に伴うもの	



### 3 給料及び手当の状況

#### (1) 職員1人当たり給与

区 分		一般行政職	技能労務職
令和4年1月1日現在	平均給料月額 (円)	349,036	319,700
	平均給与月額 (円)	386,860	362,404
	平均年齢 (歳)	55.10	53.01
令和3年1月1日現在	平均給料月額 (円)	362,225	300,189
	平均給与月額 (円)	403,656	344,710
	平均年齢 (歳)	55.00	53.05

#### (2) 初任給

区 分	一般行政職 (円)	技能労務職 (円)	一般会計の制度	
			一般行政職 (円)	技能労務職 (円)
高校卒	150,600	147,900	150,600	147,900
大学卒	182,200		182,200	

#### (3) 級別職員数

区 分	一般行政職			技能労務職		
	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)
令和4年1月1日現在	6級	1	9.1	6級		
	5級	2	18.2	5級	2	25.0
	4級	2	18.2	4級	6	75.0
	3級	5	45.4	3級		
	2級			2級		
	1級			1級		
	一般任用職員相当2級	1	9.1	一般任用職員相当級		
	一般任用職員相当1級					
計	11	100.0	計	8	100.0	
令和3年1月1日現在	6級	1	8.3	6級		
	5級	2	16.7	5級	2	22.2
	4級	2	16.7	4級	6	66.7
	3級	7	58.3	3級		
	2級			2級		
	1級			1級		
	一般任用職員相当2級			一般任用職員相当級	1	11.1
	一般任用職員相当1級					
計	12	100.0	計	9	100.0	

## (級別の基準となる職務)

区 分	一般任用 職員相当 1 級	一般任用 職員相当 2 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
一般行政職	主 事 (Ⅱ類一般 任用職員 相当)	主事 技師 (Ⅰ類一般 任用職員 相当)	主 事 師 主 技 師	主 事 師 主 技 師	主 任	係 長	課長補佐 場 長	課 長	部 長

## (4) 昇給

区 分		合 計	一 般 行 政 職	技 能 労 務 職	
本 年 度	職 員 数 (A) (人)	18	11	7	
	昇 給 に 係 る 職 員 数 (B) (人)	8	3	5	
	号 給 数 別 内 訳	1 号 給 (人)			
		2 号 給 (人)			
		3 号 給 (人)	1	1	
		4 号 給 (人)	7	2	5
比 率 (B) / (A) (%)	44.4	27.3	71.4		
前 年 度	職 員 数 (A) (人)	19	11	8	
	昇 給 に 係 る 職 員 数 (B) (人)	9	4	5	
	号 給 数 別 内 訳	1 号 給 (人)			
		2 号 給 (人)			
		3 号 給 (人)	1	1	
		4 号 給 (人)	8	3	5
比 率 (B) / (A) (%)	47.4	36.4	62.5		

## (5) 期末手当・勤勉手当

区 分	支 給 期 別 支 給 率		支 給 率 計 (月分)	職 制 上 の 段 階、 職 務 の 級 による 加 算 措 置	備 考
	6 月(月分)	12 月(月分)			
本 年 度	2.150	2.150	4.30	有	6 月 期 末 1.225 勤 勉 0.925 12 月 期 末 1.225 勤 勉 0.925
前 年 度	2.200	2.100	4.30	有	6 月 期 末 1.275 勤 勉 0.925 12 月 期 末 1.175 勤 勉 0.925
一般会計の制度	2.150	2.150	4.30	有	6 月 期 末 1.225 勤 勉 0.925 12 月 期 末 1.225 勤 勉 0.925

## (6) 定年退職及び応募認定退職に係る退職手当

区 分	20年勤続 の者 (月分)	25年勤続 の者 (月分)	35年勤続 の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等	備考
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)	
一般会計の制度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)	

## (7) 特殊勤務手当

区 分	全 職 種	一 般 行 政 職	技 能 労 務 職
給料総額に対する比率(%)			
支給対象職員の比率(%) (令和4年1月1日現在)			
代表的な特殊勤務手当の名称	劇薬等取扱作業手当		

## (8) その他の手当

区 分	一般会計の制度との異同	差 異 の 内 容
扶 養 手 当	同 じ	
住 居 手 当	同 じ	
通 勤 手 当	同 じ	

債務負担行為に関する調書

事 項	限 度 額	前年度末までの支払 義務発生（見込）額		当該年度以降の支払 義務発生予定額		左の財源 内 訳
		期 間	金 額	期 間	金 額	自己資金等
水道料金 徴収等業務 委託	千円 461,395	平成30年度から 令和3年度まで	千円 368,610	令和4年度	千円 92,785	千円 92,785
	470,030			令和5年度から 令和9年度まで	470,030	470,030

令和3年度 三条市水道事業予定損益計算書  
(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)

(単位 千円)

1	営業収益			
(1)	給水収益	1,842,080		
(2)	受託工事収益	91		
(3)	附帯事業収益	7,691		
(4)	その他営業収益	16,812	1,866,674	
2	営業費用			
(1)	原水及び浄水費	942,067		
(2)	配水及び給水費	136,934		
(3)	受託工事費	0		
(4)	総係費	161,607		
(5)	附帯事業費	8,855		
(6)	減価償却費	554,241		
(7)	資産減耗費	19,453		
(8)	その他営業費用	0	1,823,157	
	営業利益			43,517
3	営業外収益			
(1)	受取利息及び配当金	48		
(2)	繰入金	2,040		
(3)	水道加入金	36,116		
(4)	長期前受金戻入	76,919		
(5)	雑収益	1,125	116,248	
4	営業外費用			
(1)	支払利息	35,896		
(2)	雑支出	1	35,897	80,351
	経常利益			123,868
5	特別利益			
(1)	過年度損益修正益	0	0	
6	特別損失			
(1)	過年度損益修正損	147		
(2)	その他特別損失	0	147	△ 147
	当年度純利益			123,721
	前年度繰越利益剰余金			0
	当年度未処分利益剰余金			123,721

令和3年度 三条市水道事業予定貸借対照表  
(令和4年3月31日)

(単位 千円)

資 産 の 部				
1	固 定 資 産			
	(1) 有 形 固 定 資 産			
	イ 土 地		114,292	
	ロ 立 木		96	
	ハ 建 物	148,998		
	減 価 償 却 累 計 額	△ 120,920	28,078	
	ニ 構 築 物	23,604,058		
	減 価 償 却 累 計 額	△ 11,769,913	11,834,145	
	ホ 機 械 及 び 装 置	1,768,276		
	減 価 償 却 累 計 額	△ 1,077,977	690,299	
	ヘ 車 両 運 搬 具	36,149		
	減 価 償 却 累 計 額	△ 34,342	1,807	
	ト 工 具 器 具 及 び 備 品	32,466		
	減 価 償 却 累 計 額	△ 29,581	2,885	
	チ 建 設 仮 勘 定		42,390	
	有 形 固 定 資 産 合 計		12,713,992	
	(2) 無 形 固 定 資 産			
	イ 電 話 加 入 権		198	
	ロ 橋 梁 利 用 権		30,731	
	無 形 固 定 資 産 合 計		30,929	
	(3) 投 資 そ の 他 の 資 産			
	イ 出 資 金		28,062	
	投 資 そ の 他 の 資 産 合 計		28,062	
	固 定 資 産 合 計			12,772,983
2	流 動 資 産			
	(1) 現 金 預 金		2,944,995	
	(2) 未 収 金		104,947	
	貸 倒 引 当 金		△ 400	104,547
	(3) 貯 蔵 品		26,091	
	(4) 前 払 金		1,362	
	(5) 有 価 証 券		0	
	(6) そ の 他 流 動 資 産		0	
	流 動 資 産 合 計			3,076,995
	資 産 合 計			15,849,978

(単位 千円)

負債の部			
3	固定負債		
(1)	企業債		
イ	建設改良費等の財源に充てるための企業債	3,425,928	
ロ	その他の企業債	0	
	企業債合計		3,425,928
(2)	引当金		
イ	退職給付引当金	100,733	
ロ	修繕引当金	35,709	
	引当金合計		136,442
	固定負債合計		3,562,370
4	流動負債		
(1)	企業債		
イ	建設改良費等の財源に充てるための企業債	185,142	
ロ	その他の企業債	0	
	企業債合計		185,142
(2)	未払金		310,951
(3)	未払費用		0
(4)	預り金		67,901
(5)	還付未済金		100
(6)	引当金		
イ	退職給付引当金	8,070	
ロ	賞与引当金	9,156	
ハ	法定福利費引当金	1,711	
	引当金合計		18,937
(7)	その他流動負債		0
	流動負債合計		583,031
5	繰延収益		
(1)	長期前受金額		2,517,412
(2)	長期前受金収益化累計額		△ 665,466
	繰延収益合計		1,851,946
	負債合計		5,997,347
資本の部			
6	資本金		
(1)	固有資本		165,232
(2)	繰入資本		861,233
(3)	組入資本		7,236,796
	資本金合計		8,263,261
7	剰余金		
(1)	資本剰余金		
イ	分擔金	927	
ロ	工事負担金	56,125	
ハ	国庫補助金	5,380	
ニ	県補助金	602	
	資本剰余金合計		63,034
(2)	利益剰余金		
イ	減債積立金	208,471	
ロ	利益積立金	594,250	
ハ	建設改良積立金	599,894	
ニ	当年度未処分利益剰余金	123,721	
	利益剰余金合計		1,526,336
	剰余金合計		1,589,370
	資本合計		9,852,631
	負債資本合計		15,849,978

令和4年度 三条市水道事業予定貸借対照表  
(令和5年3月31日)

(単位 千円)

資 産 の 部				
1	固 定 資 産			
	(1) 有 形 固 定 資 産			
	イ 土 地		114,292	
	ロ 立 木		96	
	ハ 建 物	148,998		
	減 価 償 却 累 計 額	△ 122,772	26,226	
	ニ 構 築 物	23,991,043		
	減 価 償 却 累 計 額	△ 12,245,897	11,745,146	
	ホ 機 械 及 び 装 置	1,769,266		
	減 価 償 却 累 計 額	△ 1,145,624	623,642	
	ヘ 車 両 運 搬 具	36,149		
	減 価 償 却 累 計 額	△ 34,342	1,807	
	ト 工 具 器 具 及 び 備 品	32,466		
	減 価 償 却 累 計 額	△ 30,072	2,394	
	チ 建 設 仮 勘 定		8,781	
	有 形 固 定 資 産 合 計		12,522,384	
	(2) 無 形 固 定 資 産			
	イ 電 話 加 入 権		198	
	ロ 橋 梁 利 用 権		29,836	
	無 形 固 定 資 産 合 計		30,034	
	(3) 投 資 そ の 他 の 資 産			
	イ 出 資 金		28,062	
	投 資 そ の 他 の 資 産 合 計		28,062	
	固 定 資 産 合 計			12,580,480
2	流 動 資 産			
	(1) 現 金 預 金		3,202,529	
	(2) 未 収 金	111,825		
	貸 倒 引 当 金	△ 400	111,425	
	(3) 貯 蔵 品		38,779	
	(4) 前 払 金		1,362	
	(5) 有 価 証 券		0	
	(6) そ の 他 流 動 資 産		0	
	流 動 資 産 合 計			3,354,095
	資 産 合 計			15,934,575



(単位 千円)

負債の部			
3	固定負債		
(1)	企業債		
イ	建設改良費等の財源に充てるための企業債	3,427,988	
ロ	その他の企業債	0	
	企業債合計		3,427,988
(2)	引当金		
イ	退職給付引当金	86,159	
ロ	修繕引当金	35,709	
	引当金合計		121,868
	固定負債合計		3,549,856
4	流動負債		
(1)	企業債		
イ	建設改良費等の財源に充てるための企業債	185,141	
ロ	その他の企業債	0	
	企業債合計		185,141
(2)	未払金		385,950
(3)	未払費用		0
(4)	預り金		67,901
(5)	還付未済金		100
(6)	引当金		
イ	退職給付引当金	2,997	
ロ	賞与引当金	9,156	
ハ	法定福利費引当金	1,711	
	引当金合計		13,864
(7)	その他の流動負債		0
	流動負債合計		652,956
5	繰延収益		
(1)	長期前受金額		2,572,656
(2)	長期前受金収益化累計額		△ 724,726
	繰延収益合計		1,847,930
	負債合計		6,050,742
資本の部			
6	資本金		
(1)	固有資本		165,232
(2)	繰入資本		861,233
(3)	組入資本		7,236,796
	資本金合計		8,263,261
7	剰余金		
(1)	資本剰余金		
イ	分擔金	927	
ロ	工事負担金	56,125	
ハ	国庫補助金	5,380	
ニ	県補助金	602	
	資本剰余金合計		63,034
(2)	利益剰余金		
イ	減債積立金	208,471	
ロ	利益積立金	717,971	
ハ	建設改良積立金	599,894	
ニ	当年度未処分利益剰余金	31,202	
	利益剰余金合計		1,557,538
	剰余金合計		1,620,572
	資本合計		9,883,833
	負債資本合計		15,934,575

## 注 記

### I 重要な会計方針

#### 1 たな卸資産の評価基準及び評価方法

- ・貯蔵品 移動平均法による原価法

#### 2 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産

- ・減価償却の方法 定額法による。

- ・主な耐用年数

建物 10～50年

構築物 40～60年

機械及び装置 10～20年

車両運搬具費 3～5年

工具・器具及び備品 5～10年

##### (2) 無形固定資産

- ・減価償却の方法 定額法による。

- ・主な耐用年数

電話加入権 0～20年

橋梁利用権 30～60年

##### (3) リース資産

- ・所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法による。

- ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法による。

#### 3 引当金の計上方法

##### (1) 退職給付引当金

職員の退職手当の支給に備えるため、当年度末退職手当支給額における、水道事業会計が負担すべき金額を計上している。

##### (2) 賞与引当金

職員の期末手当及び勤勉手当の支給に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。

##### (3) 法定福利費引当金

職員の期末手当及び勤勉手当に係る法定福利費の支出に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。

##### (4) 貸倒引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため貸倒実績率等により、回収不能見込額を計上している。

##### (5) 消費税及び地方消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっている。

### II 予定キャッシュ・フロー計算書等関連

該当なし。

### Ⅲ 予定貸借対照表等関連

#### 1 引当金の取崩し

##### (1) 退職給付引当金の取崩し

令和4年度において、退職手当に係る一般会計繰出金を支出するため、退職給付引当金23,647千円を取り崩す予定である。

##### (2) 賞与引当金及び法定福利費引当金の取崩し

令和4年度において、期末手当及び勤勉手当並びにこれらに伴う法定福利費を支給するため、賞与引当金8,869千円及び法定福利費引当金1,698千円を取り崩す予定である。

##### (3) 貸倒引当金の取崩し

令和4年度において、水道料金の不納欠損による損失に対応するため、貸倒引当金400千円を取り崩す予定である。

### Ⅳ セグメント情報の開示

三条市水道事業は、水道事業のみの運営であるので、セグメント情報の開示は省略する。

### Ⅴ その他の注記

新会計基準移行に係る経過措置

修繕引当金に関する経過措置

平成26年3月31日以前に引き当てられたものについては、引き続き従前の例により取り崩すこととする。

令和4年度 三条市下水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和4年度三条市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 接 続 件 数		7,156	件
(2) 年 間 有 収 水 量		2,052,200	m <sup>3</sup>
(3) 一 日 平 均 有 収 水 量		5,622	m <sup>3</sup>
(4) 主 な 建 設 改 良 事 業	公 共 下 水 道 工 事	281,000	千円
	特 定 環 境 保 全 公 共	403,300	千円
	下 水 道 工 事		
	農 業 集 落 排 水 施 設 工 事	125,500	千円
	雨 水 施 設 関 連	189,174	千円
	土 地 購 入 費		
	計	998,974	千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入			
第1款	下 水 道 事 業 収 益	2,262,613	千円
第1項	営 業 収 益	630,617	千円
第2項	営 業 外 収 益	1,631,996	千円
支 出			
第1款	下 水 道 事 業 費 用	2,262,613	千円
第1項	営 業 費 用	1,970,258	千円
第2項	営 業 外 費 用	291,205	千円
第3項	特 別 損 失	150	千円
第4項	予 備 費	1,000	千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 907,777千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 55,732千円及び当年度分損益勘定留保資金 852,045千円で補てんするものとする。)

収 入			
第1款	資 本 的 収 入	2,180,158	千円
第1項	企 業 債	1,274,500	千円
第2項	他 会 計 出 資 金	389,532	千円
第3項	他 会 計 負 担 金	96	千円
第4項	国 庫 補 助 金	441,073	千円
第5項	県 補 助 金	72,168	千円
第6項	負 担 金 等	2,789	千円

支 出	
第1款 資 本 的 支 出	3,087,935 千円
第1項 建 設 改 良 費	1,124,829 千円
第2項 企 業 債 償 還 金	1,963,106 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限度額
下田下水処理センター電気設備改築工事	令和5年度	120,820千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
下 水 道 事 業 費	1,028,000千円	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見 直し方式で借り入 れる資金につい て、利率の見直し を行った後におい ては、当該見直し 後の利率)	政府資金につい ては、その融通条 件により、銀行そ 他の場合には、 その債権者と協定 するものによる。 ただし、財政そ 他の都合によ り、据置期間中 であっても繰上償還 をし、償還期限を 短縮し、又は低利 債に借換えするこ とができる。
借 換 債	246,500千円			
計	1,274,500千円			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した予定額に過不足を生じた場合における同一款内で、これらの経費の各  
項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、  
又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければなら  
ない。

(1) 職員給与費 77,512千円

(重要な資産の取得及び処分)

第10条 重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。

	種類	名称	数量
1 取得する資産	土地	西大崎雨水調整池用地 三条市西大崎二丁目地内	7,232.46 m <sup>2</sup>
		下坂井雨水調整池用地 三条市下坂井地内	12,078.00 m <sup>2</sup>

令和4年3月1日提出

三条市長 滝 沢 亮

予算に関する説明書第1号

令和4年度 三条市下水道事業会計予算実施計画

収益的収入及び支出

収 入

款 項 目	本年度	前年度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
	千円	千円	千円		千円	千円
1 下水道事業収益	2,262,613	2,335,461	△ 72,848			
1 営業収益	630,617	499,096	131,521			
1 下水道等使用料	421,435	418,879	2,556	下水道等使用料	421,435	下水道等使用料
2 他会計負担金	208,889	80,174	128,715	他会計負担金	208,889	雨水処理負担金
3 その他営業収益	293	43	250	手数料	293	下水道事業受益者負担金督促手数料ほか
2 営業外収益	1,631,996	1,836,365	△204,369			
1 受取利息及び配当金	3	1	2	預金利息	3	預金利息
2 他会計負担金	1,003,303		1,003,303	他会計負担金	1,003,303	高資本対策に要する経費ほか
3 補助金	900	22,100	△ 21,200	国庫補助金	900	下水道事業費補助金
4 長期前受金戻入	627,744	627,045	699	有形固定資産長期前受金戻入	626,919	有形固定資産長期前受金戻入
				無形固定資産長期前受金戻入	825	無形固定資産長期前受金戻入
5 雑収益	46	43	3	その他雑収益	46	行政財産目的外使用料ほか
× 他会計補助金		1,187,176	△1,187,176			

支 出

款 項 目	本年度	前年度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
	千円	千円	千円		千円	千円
1 下水道事業費用	2,262,613	2,335,461	△ 72,848			
1 営業費用	1,970,258	2,022,105	△ 51,847			
1 污水管渠費	58,010	67,023	△ 9,013	備用品費	1,471	施設機器関係備用品ほか
				通信運搬費	2,144	電話回線使用料
				委託料	15,107	管路施設調査委託料ほか
				手数料	190	機器点検手数料
				賃借料	191	土地借上料・電柱共架使用料
				修繕費	24,821	施設修繕費・機械器具修繕費
				動力費	14,086	マンホールポンプ電気料
2 雨水管渠費	3,154	4,268	△ 1,114	委託料	2,434	施設設備保守管理委託料ほか
				修繕費	600	施設修繕費・機械器具修繕費
				動力費	120	動力用電気料
3 雨水ポンプ場費	40,053	45,565	△ 5,512	備用品費	363	施設機器関係備用品ほか
				燃料費	100	車両用燃料費ほか
				光熱水費	214	水道使用料・暖房用燃料費
				通信運搬費	101	電話回線使用料
				委託料	24,046	施設維持管理業務委託料ほか
				賃借料	132	自動車借上料
				動力費	15,097	雨水ポンプ場電気使用料ほか
4 汚水処理場費	331,063	356,078	△ 25,015	給料	4,010	一般職給 1 人
				手当等	1,249	扶養手当 158
						通勤手当 75
						期末手当 567
						勤勉手当 449



款 項 目	本年度	前年度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
	千円	千円	千円		千円	千円
				賞与引当金繰入額	526	期末手当 300 勤勉手当 226
				法定福利費	1,141	共済組合負担金ほか
				法定福利費引当金繰入額	104	共済組合負担金
				被服費	13	職員貸与被服
				備用品費	5,247	施設機器関係備用品ほか
				燃料費	28	施設維持管理用燃料費
				光熱水費	4,068	水道使用料・ガス使用料ほか
				通信運搬費	805	電話回線使用料
				委託料	229,968	施設維持管理業務委託料ほか
				手数料	743	汚泥検査手数料ほか
				賃借料	497	器具借上料ほか
				修繕費	36,100	施設修繕費ほか
				動力費	46,459	下水処理センター電気使用料ほか
				材料費	100	下水処理センター管理用材料費
				負担金	5	テレビ共同受信施設組合負担金
5 普及指導費	2,451	2,369	82	備用品費	160	普及促進活動用備用品
				印刷製本費	91	普及活動用印刷費
				補助金及び交付金	2,200	下水道接続工事費助成金ほか
6 総係費	55,738	48,959	6,779	給料	17,410	一般職給 4 人 15,177 一般任用職員給 1 人 2,233
				手当等	8,099	扶養手当 641 住居手当 324

款 項 目	本年度	前年度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
	千円	千円	千円		千円	千円
						通勤手当 585
						時間外勤務手当 1,784
						休日勤務手当 11
						管理職手当 372
						期末手当 2,469
						勤勉手当 1,673
						児童手当 240
				賞与引当金 繰入額	2,114	期末手当 1,262
						勤勉手当 852
				法定福利費	4,987	共済組合負担金ほか 4,521
						社会保険料 466
				法定福利費 引当金繰入 額	413	共済組合負担金 392
						社会保険料 21
				退職給付費	4,690	退職給付費引当金繰入
				旅費	498	研修会参加旅費ほか
				被服費	70	職員貸与被服
				備用品費	620	事務用備用品ほか
				印刷製本費	149	予算書・決算書印刷ほか
				通信運搬費	214	後納郵便料ほか
				委託料	13,117	下水道使用料徴収業務委託料
				手数料	72	口座振替伝送データ送信手数料 ほか
				賃借料	998	事務機器借上料ほか
				公課費	9	自動車重量税
				厚生費	50	職員健康管理費

款 項 目	本年度	前年度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
	千円	千円	千円		千円	千円
				負担金	933	日本下水道協会負担金ほか
				保険料	839	火災保険料ほか
				貸倒引当金 繰入額	456	受益者負担金貸倒引当金繰入
7 減価償却費	1,450,830	1,493,068	△ 42,238	有形固定資 産減価償却 費	1,448,005	有形固定資産減価償却費
				無形固定資 産減価償却 費	2,825	無形固定資産減価償却費
8 資産減耗費	28,959	4,775	24,184	固定資産除 却費	28,959	固定資産の除却に要する経費
2 営業外費用	291,205	312,166	△ 20,961			
1 支払利息	265,405	295,326	△ 29,921	企業債利息	264,070	企業債利息
				借入金利息	1,335	一時借入金利息
2 消費税及び 地方消費税	25,800	16,840	8,960	消費税及び 地方消費税	25,800	消費税及び地方消費税納付額
3 特別損失	150	190	△ 40			
1 過年度損益 修正損	150	190	△ 40	過年度損益 修正損	150	過年度調定減に係る修正損
4 予備費	1,000	1,000				
1 予備費	1,000	1,000		予備費	1,000	

資 本 的 収 入 及 び 支 出

収 入

款 項 目	本年度	前年度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
	千円	千円	千円		千円	千円
1 資本的収入	2,180,158	2,211,539	△ 31,381			
1 企業債	1,274,500	1,291,000	△ 16,500			
1 建設改良等 企業債	1,274,500	1,291,000	△ 16,500	建設改良等 企業債	1,274,500	下水道事業費充当債ほか
2 他会計出資金	389,532		389,532			
1 他会計出資 金	389,532		389,532	他会計出資 金	389,532	他会計出資金
3 他会計負担金	96		96			
1 他会計負担 金	96		96	他会計負担 金	96	他会計負担金
4 国庫補助金	441,073	447,130	△ 6,057			
1 国庫補助金	441,073	447,130	△ 6,057	社会資本整 備総合交付 金	136,460	特定環境保全公共下水道事業費 交付金
				防災・安全 社会資本整 備総合交付 金	304,613	公共下水道事業費・特定環境保 全公共下水道事業費交付金
5 県補助金	72,168	60,168	12,000			
1 県補助金	72,168	60,168	12,000	県補助金	72,168	農業集落排水事業費補助金ほか
6 負担金等	2,789	4,490	△ 1,701			
1 受益者負担 金・分担金	2,789	3,734	△ 945	現年度分	2,789	下水道事業受益者負担金
× 県負担金		756	△ 756			
× 他会計補助金		408,751	△408,751			

支 出

款 項 目	本年度	前年度	比 較	節		說 明
				区 分	金 額	
	千円	千円	千円		千円	千円
1 資本的支出	3,087,935	3,134,308	△ 46,373			
1 建設改良費	1,124,829	1,109,497	15,332			
1 下水道事業等建設改良費	933,096	1,108,297	△ 175,201	給料	17,696	一般職給 5 人
				手当等	9,794	扶養手当 722
						住居手当 324
						通勤手当 456
						時間外勤務手当 1,284
						休日勤務手当 12
						期末手当 3,883
						勤勉手当 2,933
						児童手当 180
				法定福利費	5,699	共済組合負担金ほか
				備用品費	300	事務用備用品ほか
				燃料費	373	車両用燃料費
				委託料	61,145	実施設計委託料ほか
				賃借料	1,879	自動車借上料ほか
				工事請負費	809,800	公共下水道工事ほか
				負担金	410	下水道積算システム負担金
				補償費	26,000	ガス・水道管等移設補償費ほか
2 固定資産購入費	191,733	1,200	190,533	土地購入費	189,174	雨水調整池用地取得
				機械及び装置費	164	ポンプ設備
				工具・器具及び備品費	2,395	工具・器具及び備品費

款 項 目	本年度	前年度	比 較	節		說 明
				区 分	金 額	
	千円	千円	千円		千円	千円
2 企業債償還金	1,963,106	2,024,811	△ 61,705			下水道事業債等償還元金
1 企業債償還金	1,963,106	2,024,811	△ 61,705	企業債償還金	1,963,106	

予算に関する説明書第2号

令和4年度 三条市下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書  
(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

(単位 千円)

1	業務活動によるキャッシュ・フロー	
	当年度純利益	28,087
	減価償却費	1,450,830
	固定資産除却費	28,959
	退職給付引当金の増減額	4,690
	賞与引当金等の増減額	38
	法定福利費引当金の増減額	9
	貸倒引当金の増減額	0
	長期前受金戻入額	△ 627,744
	支払利息	265,405
	受取利息及び受取配当金	△ 3
	未収金の増減額(△は増加)	50,262
	未払金の増減額(△は減少)	19,508
	未払費用の増減額(△は減少)	0
	小計	1,220,041
	利息及び配当金の受取額	3
	利息の支払額	△ 265,405
	業務活動によるキャッシュ・フロー	954,639
2	投資活動によるキャッシュ・フロー	
	固定資産の取得による支出	△ 1,163,330
	固定資産の売却による収入	0
	国庫補助金等による収入	905,562
	投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 257,768
3	財務活動によるキャッシュ・フロー	
	一時借入金による収入	2,000,000
	一時借入金の償還による支出	△ 2,000,000
	建設改良等企業債による収入	1,274,500
	建設改良等企業債の償還による支出	△ 1,963,106
	財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 688,606
	資金増加額(又は減少額)	8,265
	資金期首残高	146,107
	資金期末残高	154,372

給 与 費 明 細 書

1 総 括

(1) 一般任用職員等以外の職員

区 分	職 員 数		給 与 費				法 定 福 利 費 (千円)	合 計 (千円)
	特別職 (人)	一般職 (人)	報 酬 (千円)	給 料 (千円)	手 当 (千円)	計 (千円)		
本 年 度	損益勘定支弁 職員	5		19,187	15,897	35,084	6,158	41,242
	資本勘定支弁 職員	5		17,696	9,614	27,310	5,699	33,009
	合 計	10		36,883	25,511	62,394	11,857	74,251
前 年 度	損益勘定支弁 職員	5		18,396	11,908	30,304	5,762	36,066
	資本勘定支弁 職員	5		17,271	8,674	25,945	5,476	31,421
	合 計	10		35,667	20,582	56,249	11,238	67,487
比 較	損益勘定支弁 職員			791	3,989	4,780	396	5,176
	資本勘定支弁 職員			425	940	1,365	223	1,588
	合 計			1,216	4,929	6,145	619	6,764

手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	単身赴任 手 当 (千円)	特殊勤務 手 当 (千円)	時 間 外 勤 務 手 当 (千円)	宿 日 直 手 当 (千円)	管理職員 特別勤務 手 当 (千円)
	本 年 度	1,521	648	1,000			3,040		
	前 年 度	1,383	1	1,051			622		
	比 較	138	647	△ 51			2,418		
手 当 の 内 訳	区 分	夜間勤務 手 当 (千円)	休日勤務 手 当 (千円)	管理職 手 当 (千円)	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	退 職 給 付 費 (千円)	合 計 (千円)	
	本 年 度		23	372	8,084	6,133	4,690	25,511	
	前 年 度		2	372	8,218	5,942	2,991	20,582	
	比 較		21		△ 134	191	1,699	4,929	



## (2) 一般任用職員等

区 分	職員数 (人)	給与費			法定 福利費 (千円)	合 計 (千円)	
		給 料 (千円)	手 当 (千円)	計 (千円)			
本 年 度	損益勘定支弁 職員	1	2,233	541	2,774	487	3,261
	資本勘定支弁 職員						
	合 計	1	2,233	541	2,774	487	3,261
前 年 度	損益勘定支弁 職員	1	2,192	553	2,745	421	3,166
	資本勘定支弁 職員						
	合 計	1	2,192	553	2,745	421	3,166
比 較	損益勘定支弁 職員		41	△ 12	29	66	95
	資本勘定支弁 職員						
	合 計		41	△ 12	29	66	95

手 当 の 内 訳	区 分	通 勤 手 当 (千円)	時 間 外 勤 務 手 当 (千円)	宿 日 直 手 当 (千円)	夜 間 勤 務 手 当 (千円)	休 日 勤 務 手 当 (千円)	期 末 当 手 当 (千円)	合 計 (千円)
	本 年 度	116	28				397	541
	前 年 度	116	28				409	553
	比 較						△ 12	△ 12

※「一般任用職員等」とは、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2に基づく会計年度任用職員をいう。

2 給料及び手当の増減額の明細

(1) 一般任用職員等以外の職員

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説明	備考	
給料	1,216	給与改定に伴う増減分				
		昇給に伴う増加分		315		平均昇給率 1.24%
		その他の増減分		901	人事異動等に伴うもの	職員数の異動状況 令和4年度職員数 10人 令和4年1月1日職員数 10人 令和4年3月31日までの退職者数 △1人 令和4年4月1日異動者数 1人
手当	4,929	制度改正に伴う増減分		△ 331	期末手当の改正に伴う減	県に準じ、支給率を改定
		その他の増減分		5,260	人事異動等に伴うもの	

(2) 一般任用職員等

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説明	備考	
給料	41	給与改定に伴う増減分				
		その他の増減分		41	給料月額の変更に伴う増	
手当	△ 12	制度改正に伴う増減分		△ 14	期末手当の改正に伴う減	支給率を改定
		その他の増減分		2	給料月額の変更に伴う増	

### 3 給料及び手当の状況

#### (1) 職員1人当たり給与

区 分		一 般 行 政 職
令和4年1月1日現在	平均給料月額 (円)	302,880
	平均給与月額 (円)	339,560
	平均年齢 (歳)	45.20
令和3年1月1日現在	平均給料月額 (円)	292,470
	平均給与月額 (円)	322,885
	平均年齢 (歳)	42.10

#### (2) 初任給

区 分	一 般 行 政 職 (円)	一 般 会 計 の 制 度
		一 般 行 政 職 (円)
高 校 卒	150,600	150,600
大 学 卒	182,200	182,200

#### (3) 級別職員数

区 分	一 般 行 政 職		
	級	職員数 (人)	構成比 (%)
令和4年1月1日現在	6 級		
	5 級	1	10.0
	4 級		
	3 級	6	60.0
	2 級	2	20.0
	1 級	1	10.0
	一 般 任 用 職員相当2級		
	一 般 任 用 職員相当1級		
	計	10	100.0
令和3年1月1日現在	6 級		
	5 級	1	10.0
	4 級	1	10.0
	3 級	4	40.0
	2 級	2	20.0
	1 級	2	20.0
	一 般 任 用 職員相当2級		
	一 般 任 用 職員相当1級		
	計	10	100.0

(級別の基準となる職務)

区 分	一般任用 職員相当 1 級	一般任用 職員相当 2 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
一般行政職	主 事 (Ⅱ類一般 任用職員 相当)	主事 技師 (Ⅰ類一般 任用職員 相当)	主 事 師 主 技 師	主 事 師 主 技 師	主 任	係 長	課長補佐 場 長	課 長	部 長

(4) 昇給

区 分		合 計	一 般 行 政 職	技 能 労 務 職	
本 年 度	職 員 数 (A) (人)	10	10		
	昇 給 に 係 る 職 員 数 (B) (人)	6	6		
	号 給 数 別 内 訳	1 号 給 (人)			
		2 号 給 (人)			
		3 号 給 (人)			
4 号 給 (人)		6	6		
比 率 (B) / (A) (%)		60.0	60.0		
前 年 度	職 員 数 (A) (人)	10	10		
	昇 給 に 係 る 職 員 数 (B) (人)	8	8		
	号 給 数 別 内 訳	1 号 給 (人)			
		2 号 給 (人)			
		3 号 給 (人)			
4 号 給 (人)		8	8		
比 率 (B) / (A) (%)		80.0	80.0		

(5) 期末手当・勤勉手当

区 分	支 給 期 別 支 給 率		支 給 率 計 (月分)	職制上の段 階、職務の 級による加 算措置	備 考							
	6 月(月分)	12 月(月分)										
本 年 度	2.150	2.150	4.30	有	6 月期末	1.225	勤勉	0.925	12月期末	1.225	勤勉	0.925
前 年 度	2.200	2.100	4.30	有	6 月期末	1.275	勤勉	0.925	12月期末	1.175	勤勉	0.925
一般会計の制度	2.150	2.150	4.30	有	6 月期末	1.225	勤勉	0.925	12月期末	1.225	勤勉	0.925

## (6) 定年退職及び勸奨退職に係る退職手当

区 分	20年勤続 の者 (月分)	25年勤続 の者 (月分)	35年勤続 の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等	備考
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)	
一般会計の制度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)	

## (7) その他の手当

区 分	一般会計の制度との異同	差 異 の 内 容
扶 養 手 当	同 じ	
住 居 手 当	同 じ	
通 勤 手 当	同 じ	

債務負担行為に関する調書

事 項	限 度 額	前年度末までの支払 義務発生（見込）額		当該年度以降の支払 義務発生予定額		左の財源 内 訳
		期 間	金 額	期 間	金 額	国庫補助金等
下田下水処理 センター電気 設備改築工事	千円 120,820		千円	令和5年度	千円 120,820	千円 120,820

予算に関する説明書第5号

令和3年度 三条市下水道事業予定損益計算書  
(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)

(単位 千円)

1	営業収益			
(1)	下水道等使用料	392,578		
(2)	他会計負担金	83,550		
(3)	その他営業収益	30	476,158	
2	営業費用			
(1)	汚水管渠費	45,412		
(2)	雨水管渠費	21,880		
(3)	雨水ポンプ場費	34,848		
(4)	汚水処理場費	298,237		
(5)	普及指導費	95		
(6)	総係費	48,963		
(7)	減価償却費	1,285,453		
(8)	資産減耗費	2,757	1,737,645	
	営業損失			1,261,487
3	営業外収益			
(1)	受取利息及び配当金	5		
(2)	他会計補助金	1,025,305		
(3)	補助金	21,696		
(4)	長期前受金戻入	528,587		
(5)	雑収	81	1,575,674	
4	営業外費用			
(1)	支払利息	273,040	273,040	1,302,634
	経常利益			41,147
5	特別損失			
(1)	過年度損益修正損	217	217	△ 217
	当年度純利益			40,930
	前年度繰越利益剰余金			0
	当年度未処分利益剰余金			40,930

令和3年度 三条市下水道事業予定貸借対照表  
(令和4年3月31日)

(単位 千円)

資 産 の 部				
1 固 定 資 産				
(1) 有 形 固 定 資 産				
イ 土 地		3,367,443		
ロ 建 物	4,415,397			
減 価 償 却 累 計 額	△ 283,832		4,131,565	
ハ 構 築 物	36,668,969			
減 価 償 却 累 計 額	△ 2,114,243		34,554,726	
ニ 機 械 及 び 装 置	2,455,091			
減 価 償 却 累 計 額	△ 488,912		1,966,179	
ホ 工 具 器 具 及 び 備 品	2,565			
減 価 償 却 累 計 額	△ 371		2,194	
ヘ 建 設 仮 勘 定			217,118	
有 形 固 定 資 産 合 計			44,239,225	
(2) 無 形 固 定 資 産				
イ 施 設 利 用 権		108,644		
無 形 固 定 資 産 合 計			108,644	
固 定 資 産 合 計				44,347,869
2 流 動 資 産				
(1) 現 金 預 金			146,107	
(2) 未 収 金		105,758		
貸 倒 引 当 金		△0	105,758	
(3) 前 払 金			132,500	
流 動 資 産 合 計				384,365
資 産 合 計				44,732,234



(単位 千円)

負債の部			
3	固定負債		
(1)	企業債に債計	16,969,168	16,969,168
	建設改善等のための債合		
(2)	引当金計	4,674	4,674
	退職給付引当金合		
	固定負債合計		16,973,842
4	流動負債		
(1)	企業債に債計	1,963,106	1,963,106
	建設改善等のための債合		
(2)	未払引当金		242,080
(3)	預り当金		1,400
(4)	引当金計	2,602	
	賞与引当金合	508	
	流動負債合計		3,110
5	繰延収益金額計		21,493,275
(1)	長期前受収益累計		△ 1,203,377
(2)	繰延収益合		
	繰延収益合計		20,289,898
	負債合計		39,473,436
資本の部			
6	資本金		
(1)	自己資本	1,484,501	
	繰上資本	232,151	
	自己資本合		1,716,652
7	剰余金		
(1)	資本剰余金	17,168	
	伊那県補助金剰余金	3,367,443	
	資本剰余金合		3,384,611
(2)	利益剰余金	116,605	
	利益積立剰余金	40,930	
	利益剰余金合		157,535
	剰余金合計		3,542,146
	資本合計		5,258,798
	資本負債合計		44,732,234

令和4年度 三条市下水道事業予定貸借対照表  
(令和5年3月31日)

(単位 千円)

資 産 の 部				
1	固 定 資 産			
	(1) 有 形 固 定 資 産			
	イ 土 地		3,556,617	
	ロ 建 物	4,415,397		
	減 価 償 却 累 計 額	△ 414,772	4,000,625	
	ハ 構 築 物	37,636,835		
	減 価 償 却 累 計 額	△ 3,157,391	34,479,444	
	ニ 機 械 及 び 装 置	3,243,824		
	減 価 償 却 累 計 額	△ 728,115	2,515,709	
	ホ 工 具 器 具 及 び 備 品	5,509		
	減 価 償 却 累 計 額	△ 788	4,721	
	ヘ 建 設 仮 勘 定		224,834	
	有 形 固 定 資 産 合 計		44,781,950	
	(2) 無 形 固 定 資 産			
	イ 施 設 利 用 権		105,820	
	無 形 固 定 資 産 合 計		105,820	
	固 定 資 産 合 計			44,887,770
2	流 動 資 産			
	(1) 現 金 預 金		154,372	
	(2) 未 収 金		55,496	
	貸 倒 引 当 金		△0	55,496
	(3) 前 払 金		132,500	
	流 動 資 産 合 計			342,368
	資 産 合 計			45,230,138

(単位 千円)

負債の部			
3	固定負債		
(1)	企業債		
	建設改良費等の財源に イ 充てるための企業債	16,291,962	
	企業債合計		16,291,962
(2)	引当金		
	退職給付引当金	9,364	
	引当金合計		9,364
	固定負債合計		16,301,326
4	流動負債		
(1)	企業債		
	建設改良等の財源に イ 充てるための企業債	1,951,707	
	企業債合計		1,951,707
(2)	未払引当金		261,588
(3)	預り金		1,400
(4)	引当金		
	イ 賞与引当金	2,640	
	ロ 法定福利費引当金	517	
	引当金合計		3,157
	流動負債合計		2,217,852
5	繰延収益		
(1)	長期前受金額		22,835,166
(2)	長期前受金額 繰延収益化累計額		△ 1,800,623
	繰延収益合計		21,034,543
	負債合計		39,553,721
資本の部			
6	資本金		
(1)	自己資本		
	イ 固有資本	1,484,501	
	ロ 自己資本	621,683	
	自己資本合計		2,106,184
	資本合計		2,106,184
7	剰余金		
(1)	資本剰余金		
	イ 県補助金	17,168	
	ロ その他資本剰余金	3,367,443	
	資本剰余金合計		3,384,611
(2)	利益剰余金		
	イ 利益積立金	157,535	
	ロ 当年度未処分利益剰余金	28,087	
	利益剰余金合計		185,622
	剰余金合計		3,570,233
	資本合計		5,676,417
	負債資本合計		45,230,138

## 注 記

### I 重要な会計方針

#### 1 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産

・減価償却の方法 定額法による。

・主な耐用年数

建物 14～50年

構築物 12～50年

機械及び装置 2～20年

工具・器具及び備品 4～10年

##### (2) 無形固定資産

・減価償却の方法 定額法による。

・主な耐用年数

施設利用権 40～44年

##### (3) リース資産

・所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法による。

・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法による。

#### 2 引当金の計上方法

##### (1) 退職給付引当金

職員の退職手当の支給に備えるため、当年度末退職手当支給額における、下水道事業会計が負担すべき金額を計上している。

##### (2) 賞与引当金

職員の期末手当及び勤勉手当の支給に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。

##### (3) 法定福利費引当金

職員の期末手当及び勤勉手当に係る法定福利費の支出に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。

##### (4) 貸倒引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため貸倒実績率等により、回収不能見込額を計上している。

##### (5) 消費税及び地方消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっている。

### II 予定キャッシュ・フロー計算書等関連

該当なし。

### Ⅲ 予定貸借対照表等関連

#### 1 引当金の取崩し

##### (1) 退職給付引当金の取崩し

該当なし。

##### (2) 賞与引当金及び法定福利費引当金の取崩し

令和4年度において、期末手当及び勤勉手当並びにこれらに伴う法定福利費を支給するため、賞与引当金2,602千円及び法定福利費引当金508千円を取り崩す予定である。

##### (3) 貸倒引当金の取崩し

令和4年度において、受益者負担金等の不納欠損による損失に対応するため、貸倒引当金456千円を取り崩す予定である。

### Ⅳ セグメント情報の開示

#### 1 報告セグメント情報の概要

三条市下水道事業は、公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業及び農業集落排水事業の3事業を運営しているが、事業の運営方針等における一体性から、「公共下水道事業」の2つを報告セグメントとしている。

各報告セグメントに属する事業の内容は以下のとおりである。

事業区分	事業の内容
公共下水道事業	下水道法上の下水道である公共下水道及び特定環境保全公共下水道において、汚水及び雨水の処理を行う事業
農業集落排水事業	下水道法上の下水道以外である農業集落排水施設において汚水処理を行う事業

#### 2 報告セグメントごとの営業収益等

令和4年度（令和4年4月1日～令和5年3月31日）

（単位：千円 税抜き）

	公共下水道事業	農業集落排水事業	合計
営業収益	474,359	117,947	592,306
営業費用	1,433,613	496,154	1,929,767
営業損益	△ 959,254	△ 378,207	△ 1,337,461
経常損益(特別損益含む)	△ 34,739	62,826	28,087
セグメント資産	37,109,964	8,120,174	45,230,138
セグメント負債	29,824,099	9,729,622	39,553,721
その他の項目			
他会計負担金	901,797	310,491	1,212,288
他会計出資金	311,533	77,999	389,532
減価償却費	1,107,676	343,154	1,450,830
支払利息	196,291	69,114	265,405

議第 8 号

令和3年度三条市一般会計補正予算

令和3年度三条市の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ726,540千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ54,628,993千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年3月1日提出

三条市長 滝 沢 亮

第1表 歳入歳出予算補正  
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
11 地方交付税		千円 10,685,112	千円 100,000	千円 10,785,112
	1 地方交付税	10,685,112	100,000	10,785,112
15 国庫支出金		9,986,901	5,012	9,991,913
	2 国庫補助金	5,398,599	5,012	5,403,611
16 県支出金		4,114,828	621,528	4,736,356
	2 県補助金	2,172,411	621,528	2,793,939
歳 入 合 計		53,902,453	726,540	54,628,993

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 民生費		千円 16,221,078	千円 5,012	千円 16,226,090
	1 社会福祉費	8,543,300	5,012	8,548,312
7 商工費		3,328,731	621,528	3,950,259
	1 商工費	3,328,731	621,528	3,950,259
8 土木費		4,973,701	100,000	5,073,701
	2 道路橋梁費	1,897,026	100,000	1,997,026
歳 出 合 計		53,902,453	726,540	54,628,993

一般会計補正予算に関する説明書



歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括  
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
11 地方交付税	10,685,112	100,000	10,785,112
15 国庫支出金	9,986,901	5,012	9,991,913
16 県支出金	4,114,828	621,528	4,736,356
歳入合計	53,902,453	726,540	54,628,993

## 2 歳 入

1 1 款 地方交付税（補正額 100,000千円：補正後の額 10,785,112千円）

1 項 地方交付税（補正額 100,000千円：補正後の額 10,785,112千円）

目	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
1 地方交付税	10,685,112	100,000	10,785,112
計	10,685,112	100,000	10,785,112

1 5 款 国庫支出金（補正額 5,012千円：補正後の額 9,991,913千円）

2 項 国庫補助金（補正額 5,012千円：補正後の額 5,403,611千円）

2 民生費国庫補助金	2,744,606	5,012	2,749,618
計	5,398,599	5,012	5,403,611

1 6 款 県支出金（補正額 621,528千円：補正後の額 4,736,356千円）

2 項 県補助金（補正額 621,528千円：補正後の額 2,793,939千円）

7 商工費県補助金	1,249,315	621,528	1,870,843
計	2,172,411	621,528	2,793,939

節		説 明	
区 分	金 額		
	千円		千円
1 地方交付税	100,000	普通交付税	100,000

1 社会福祉費補助金	5,012	子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費補助金 子育て世帯への臨時特別給付金給付事務費補助金	5,000 12
------------	-------	--	-------------

1 商工費補助金	621,528	新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金事業補助金	621,528
----------	---------	--------------------------	---------

1 1 款 地方交付税 1 5 款 国庫支出金 1 6 款 県支出金

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
3 民生費	16,221,078	5,012	16,226,090
7 商工費	3,328,731	621,528	3,950,259
8 土木費	4,973,701	100,000	5,073,701
歳 出 合 計	53,902,453	726,540	54,628,993

補正額の財源内訳			
特 定 財 源	一 般 財 源		
国県支出金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
5,012			
621,528			
			100,000
626,540			100,000

3 歳 出

3 款 民生費（補正額 5,012千円：補正後の額 16,226,090千円）

1 項 社会福祉費（補正額 5,012千円：補正後の額 8,548,312千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特 定 財 源			
				国県支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 社会福祉総務費	3,243,015	5,012	3,248,027	5,012 国庫支出金 5,012			
計	8,543,300	5,012	8,548,312	5,012			

節		説 明	千円
区 分	金 額		
11 役務費	12	075 子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費（福祉課）……	5,012
		11 通信料	8
18 負担金、補助及び交付金	5,000	11 手数料	4
		18 子育て世帯への臨時特別給付金	5,000

7 款 商工費（補正額 621,528千円：補正後の額 3,950,259千円）

1 項 商工費（補正額 621,528千円：補正後の額 3,950,259千円）

2 商工振興費	2,981,971	621,528	3,603,499	621,528 県支出金 621,528			
計	3,328,731	621,528	3,950,259	621,528			

11 役務費	337	120 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金給付事業費（商工課）……	621,528
12 委託料	4,883	11 通信料	337
		12 営業時間短縮状況確認委託料	2,000
18 負担金、補助及び交付金	616,308	12 補助金等受付業務委託料	2,883
		18 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金	616,308

8 款 土木費（補正額 100,000千円：補正後の額 5,073,701千円）

2 項 道路橋梁費（補正額 100,000千円：補正後の額 1,997,026千円）

6 雪害防除費	1,045,924	100,000	1,145,924				100,000
計	1,897,026	100,000	1,997,026				100,000

12 委託料	100,000	020 除雪業務費（建設課）……	100,000
		12 除雪委託料	100,000

議第 9 号

令和3年度三条市一般会計補正予算

令和3年度三条市の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,688,485千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ58,317,478千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 繰越明許費の追加及び変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和4年3月1日提出

三条市長 滝 沢 亮

第1表 歳入歳出予算補正  
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
11 地方交付税		千円 10,785,112	千円 644,150	千円 11,429,262
	1 地方交付税	10,785,112	644,150	11,429,262
15 国庫支出金		9,991,913	1,088,216	11,080,129
	2 国庫補助金	5,403,611	1,088,216	6,491,827
16 県支出金		4,736,356	3,441	4,739,797
	2 県補助金	2,793,939	3,441	2,797,380
18 寄附金		403,239	1,057,549	1,460,788
	1 寄附金	403,239	1,057,549	1,460,788
21 諸収入		1,469,727	2,429	1,472,156
	5 雑入	225,299	2,429	227,728
22 市債		7,753,998	892,700	8,646,698
	1 市債	7,753,998	892,700	8,646,698
歳 入 合 計		54,628,993	3,688,485	58,317,478

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		千円 5,324,633	千円 1,062,575	千円 6,387,208
	1 総務管理費	4,740,304	1,058,945	5,799,249
	3 戸籍住民基本台帳費	147,586	3,630	151,216
3 民生費		16,226,090	96,895	16,322,985
	1 社会福祉費	8,548,312	2,888	8,551,200
	2 児童福祉費	6,729,586	56,936	6,786,522
	3 生活保護費	939,455	37,071	976,526
4 衛生費		4,047,804	16,374	4,064,178
	1 保健衛生費	2,734,709	16,374	2,751,083
6 農林水産業費		882,856	32,477	915,333
	1 農業費	854,481	32,477	886,958
7 商工費		3,950,259		3,950,259
	1 商工費	3,950,259		3,950,259
8 土木費		5,073,701	1,956,422	7,030,123
	1 土木管理費	464,399	5,000	469,399
	2 道路橋梁費	1,997,026	1,822,500	3,819,526
	4 都市計画費	1,918,728	128,922	2,047,650
10 教育費		7,048,198	49,027	7,097,225
	1 教育総務費	746,805	42,000	788,805
	2 小学校費	1,225,022	5,677	1,230,699
	3 中学校費	596,422	350	596,772
	6 社会教育費	3,144,735	1,000	3,145,735
11 公債費		10,061,228	474,715	10,535,943
	1 公債費	10,061,228	474,715	10,535,943
歳 出 合 計		54,628,993	3,688,485	58,317,478

## 第2表 繰越明許費補正

### 1 追加

款	項	事業名	金額
			千円
2 総務費	3 戸籍住民基本台帳費	住民記録システム改修事業	3,630
6 農林水産業費	1 農業費	農業担い手確保育成事業	3,441
		県事業費負担金	29,036
7 商工費	1 商工費	新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金給付事業	1,529,175
8 土木費	1 土木管理費	地域安全克雪方針策定事業	5,000
	2 道路橋梁費	街灯整備事業	5,000
		道路維持事業	391,500
		道路改良事業	1,028,600
		橋梁維持事業	14,000
	3 河川費	舗装新設事業	500
		消雪施設整備事業	472,700
		交通安全施設整備事業	40,000
		水害対策事業	105,800
		緊急内水対策事業	130,850
	4 都市計画費	都市計画推進事業	1,665
		大規模盛土造成地変動予測調査事業	108,922
		公園施設整備事業	38,000



款	項	事業名	金額
10 教育費	6 社会教育費	成人式開催事業	1,147
		図書館等複合施設建設事業	241,207

## 2 変更

款	項	事業名	金額	
			補正前	補正後
10 教育費	2 小学校費	小学校施設整備事業	千円 787,836	千円 792,863

### 第3表 債務負担行為補正

#### 1 追加

番号	事 項	期 間	限 度 額
1	県央土地開発公社が住宅団地造成事業資金として借入れする資金については、その借入先に対し債務保証することができる。	令和4年度	千円 383,287

## 第4表 地方債補正

### 1 変更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の 方 法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の 方 法	利 率	償還の方法
県事業費 負担金	千円 41,600	普通貸 借又は 証券発 行	5.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)	政府資金に ついては、そ の融通条件 により、銀 行その他の 場合には、 その債権 者と協定す るものによ る。ただし、 財政その他 の都合によ り、据置期 間中であ っても繰上 償還をし、 償還期限 を短縮し、 又は低利 債に借換え することが できる。	千円 70,400	普通貸 借又は 証券発 行	5.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)	政府資金に ついては、そ の融通条件 により、銀 行その他の 場合には、 その債権 者と協定す るものによ る。ただし、 財政その他 の都合によ り、据置期 間中であ っても繰上 償還をし、 償還期限 を短縮し、 又は低利 債に借換え することが できる。
市道整備 事業費	550,400				1,357,400			
都市計 画事業 費	1,800				11,800			
小学 校整備 事業費	462,600				499,600			
中学 校整備 事業費	204,600				214,500			

一般会計補正予算に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括  
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
11 地方交付税	10,785,112	644,150	11,429,262
15 国庫支出金	9,991,913	1,088,216	11,080,129
16 県支出金	4,736,356	3,441	4,739,797
18 寄附金	403,239	1,057,549	1,460,788
21 諸収入	1,469,727	2,429	1,472,156
22 市債	7,753,998	892,700	8,646,698
歳入合計	54,628,993	3,688,485	58,317,478

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
2 総務費	5,324,633	1,062,575	6,387,208
3 民生費	16,226,090	96,895	16,322,985
4 衛生費	4,047,804	16,374	4,064,178
6 農林水産業費	882,856	32,477	915,333
7 商工費	3,950,259		3,950,259
8 土木費	5,073,701	1,956,422	7,030,123
10 教育費	7,048,198	49,027	7,097,225
11 公債費	10,061,228	474,715	10,535,943
歳 出 合 計	54,628,993	3,688,485	58,317,478

補正額の財源内訳			
特 定	財 源		一 般 財 源
国県支出金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
6,582		1,003,459	52,534
12,263		2,519	82,113
			16,374
3,441	28,800		236
		2,000	△2,000
1,067,936	817,000		71,486
1,435	46,900	52,000	△51,308
			474,715
1,091,657	892,700	1,059,978	644,150

## 2 歳 入

1 1 款 地方交付税（補正額 644,150千円：補正後の額 11,429,262千円）

1 項 地方交付税（補正額 644,150千円：補正後の額 11,429,262千円）

目	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 地方交付税	10,785,112	644,150	11,429,262
計	10,785,112	644,150	11,429,262

節		説 明	
区 分	金 額		
	千円		千円
1 地方交付税	644,150	普通交付税	644,150

1 5 款 国庫支出金（補正額 1,088,216千円：補正後の額 11,080,129千円）

2 項 国庫補助金（補正額 1,088,216千円：補正後の額 6,491,827千円）

1 総務費国庫補助金	159,676	6,334	166,010
2 民生費国庫補助金	2,749,618	12,511	2,762,129
4 土木費国庫補助金	586,129	1,067,936	1,654,065
6 教育費国庫補助金	1,514,989	1,435	1,516,424
計	5,403,611	1,088,216	6,491,827

1 総務管理費補助金	2,704	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	2,704
2 戸籍住民基本台帳費補助金	3,630	社会保障・税番号制度システム整備費補助金	3,630
2 児童福祉費補助金	12,511	保育士等処遇改善臨時特例交付金	12,511
1 土木管理費補助金	5,000	豪雪地帯安全確保緊急対策交付金	5,000
2 道路橋梁費補助金	998,475	社会資本整備総合交付金	998,475
4 都市計画費補助金	64,461	社会資本整備総合交付金	64,461
1 小中学校費補助金	1,435	学校施設環境改善交付金	1,435

1 6 款 県支出金（補正額 3,441千円：補正後の額 4,739,797千円）

2 項 県補助金（補正額 3,441千円：補正後の額 2,797,380千円）

4 農林水産業費県補助金	355,166	3,441	358,607
計	2,793,939	3,441	2,797,380

1 農業費補助金	3,441	担い手確保・経営強化支援事業補助金	3,441
----------	-------	-------------------	-------

1 1 款 地方交付税 1 5 款 国庫支出金 1 6 款 県支出金

18款 寄附金（補正額 1,057,549千円：補正後の額 1,460,788千円）  
 1項 寄附金（補正額 1,057,549千円：補正後の額 1,460,788千円）

目	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 総務費寄附金	396,681	1,003,459	1,400,140
2 民生費寄附金	33	90	123
3 教育費寄附金	5,525	54,000	59,525
計	403,239	1,057,549	1,460,788

節		説明	千円
区分	金額		
1 総務費寄附金	1,003,459	新型コロナウイルス感染症対策寄附金 ふるさと三条応援寄附金	1,000 1,002,459
1 民生費寄附金	90	社会福祉寄附金	90
1 教育費寄附金	54,000	理科教育振興寄附金 教育振興寄附金 社会教育振興寄附金	42,000 1,000 11,000

21款 諸収入（補正額 2,429千円：補正後の額 1,472,156千円）  
 5項 雑入（補正額 2,429千円：補正後の額 227,728千円）

1 雑入	225,299	2,429	227,728
計	225,299	2,429	227,728

2 雑入	2,429	返戻金	2,429
------	-------	-----	-------

22款 市債（補正額 892,700千円：補正後の額 8,646,698千円）  
 1項 市債（補正額 892,700千円：補正後の額 8,646,698千円）

3 農林水産業債	41,700	28,800	70,500
5 土木債	1,022,000	817,000	1,839,000
7 教育債	2,038,500	46,900	2,085,400
計	7,753,998	892,700	8,646,698

1 農業債	28,800	県事業費負担金費充当債	28,800
1 道路橋梁債	807,000	市道整備事業費充当債	807,000
3 都市計画債	10,000	都市計画事業費充当債	10,000
1 小学校債	37,000	小学校整備事業費充当債	37,000
2 中学校債	9,900	中学校整備事業費充当債	9,900



3 歳 出

2 款 総務費（補正額 1,062,575千円：補正後の額 6,387,208千円）

1 項 総務管理費（補正額 1,058,945千円：補正後の額 5,799,249千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国庫支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 一般管理費	1,708,887	53,782	1,762,669	248 国庫支出金		1,000 寄附金	52,534
				248		1,000	
5 財政調整基金費	396,720	1,002,459	1,399,179			1,002,459 寄附金	1,002,459
						1,002,459	
12 交通対策費	100,164	2,704	102,868	2,704 国庫支出金			2,704
				2,704			
計	4,740,304	1,058,945	5,799,249	2,952		1,003,459	52,534

区分	金額	説明	
			千円
3 職員手当等	52,534	010 職員人件費（人事課） 3 退職手当	52,534
4 共済費	248	060 一般経費（政策推進課） 24 新型コロナウイルス感染症対策基金積立金	1,000
24 積立金	1,000	100 人事管理費（人事課） 4 社会保険料	248
24 積立金	1,002,459	010 財政調整基金費（財務課） 24 財政調整基金積立金	1,002,459
18 負担金、補助及び交付金	2,704	030 公共交通推進費（環境課） 18 高速バス運行負担金	2,704

2 款 総務費（補正額 1,062,575千円：補正後の額 6,387,208千円）

3 項 戸籍住民基本台帳費（補正額 3,630千円：補正後の額 151,216千円）

1 戸籍住民基本台帳費	147,586	3,630	151,216	3,630 国庫支出金			
				3,630			
計	147,586	3,630	151,216	3,630			

12 委託料	3,630	020 戸籍住民基本台帳費（市民窓口課） 12 業務システム開発等委託料	3,630
--------	-------	---	-------

3 款 民生費（補正額 96,895千円：補正後の額 16,322,985千円）

1 項 社会福祉費（補正額 2,888千円：補正後の額 8,551,200千円）

1 社会福祉総務費	3,248,027	459	3,248,486			90 寄附金	369
						90	
4 老人福祉費	3,018,761	2,429	3,021,190			2,429 諸収入	2,429
						2,429	
計	8,548,312	2,888	8,551,200			2,519	369

22 償還金、利子及び割引料	369	080 一般経費（福祉課） 22 償還金 24 社会福祉基金積立金	459
			369
24 積立金	90		90
22 償還金、利子及び割引料	2,429	100 一般経費（高齢介護課） 22 償還金	2,429
			2,429

2 款 総務費 3 款 民生費

3 款 民生費（補正額 96,895千円：補正後の額 16,322,985千円）  
 2 項 児童福祉費（補正額 56,936千円：補正後の額 6,786,522千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国庫支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 児童福祉総務費	594,462	44,673	639,135				44,673
4 特定教育・保育施設費	4,097,508	11,737	4,109,245	11,737 国庫支出金 11,737			
5 児童福祉施設費	278,696	526	279,222	526 国庫支出金 526			
計	6,729,586	56,936	6,786,522	12,263			44,673

区分	金額	説明	
		説明	金額
22 償還金、利子及び割引料	44,673	090 障がい児通所支援給付費（子育て支援課）	14,695
		22 償還金	14,695
		110 一般経費（子育て支援課）	29,978
		22 償還金	29,978
1 報酬	1,607	010 職員人件費（人事課）	1,415
		1 一般任用職員報酬	923
2 給料	522	2 一般職給	466
		2 一般任用職員給	26
12 委託料	7,461	040 公立保育所運営費（子育て支援課）	714
		1 パートタイム職員報酬	684
19 扶助費	2,147	2 パートタイム職員給	30
		050 私立保育園運営費（子育て支援課）	8,085
		12 私立保育園運営委託料	7,461
		19 地域型保育事業施設型給付費	624
		070 認定こども園運営費（子育て支援課）	1,327
		19 認定こども園施設型給付費	1,327
		080 幼稚園施設型給付費（子育て支援課）	196
		19 幼稚園施設型給付費	196
1 報酬	526	040 児童館等施設運営費（子育て支援課）	526
		1 児童クラブ支援員報酬	65
		1 パートタイム職員報酬	461

3 款 民生費（補正額 96,895千円：補正後の額 16,322,985千円）  
 3 項 生活保護費（補正額 37,071千円：補正後の額 976,526千円）

1 生活保護総務費	64,256	37,071	101,327				37,071
計	939,455	37,071	976,526				37,071

22 償還金、利子及び割引料	37,071	020 一般経費（福祉課）	37,071
		22 償還金	37,071

4 款 衛生費（補正額 16,374千円：補正後の額 4,064,178千円）  
 1 項 保健衛生費（補正額 16,374千円：補正後の額 2,751,083千円）

1 保健衛生総務費	643,587	492	644,079				492
-----------	---------	-----	---------	--	--	--	-----

22 償還金、利子及び割引料	492	110 一般経費（子育て支援課）	492
		22 償還金	492

3 款 民生費 4 款 衛生費

4 款 衛生費（補正額 16,374千円：補正後の額 4,064,178千円）  
 1 項 保健衛生費（補正額 16,374千円：補正後の額 2,751,083千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国県支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
4 老人保健費	139,699	15,882	155,581				15,882
計	2,734,709	16,374	2,751,083				16,374

節		説明	金額
区分	金額		
	千円		千円
22 償還金、利子及び割引料	15,882	030 新型コロナウイルス感染症対策費（高齢介護課）…………… 22 償還金	15,882 15,882

6 款 農林水産業費（補正額 32,477千円：補正後の額 915,333千円）  
 1 項 農業費（補正額 32,477千円：補正後の額 886,958千円）

3 農業振興費	564,820	3,441	568,261	3,441 県支出金 3,441			
4 農地費	143,087	29,036	172,123		28,800 市債 28,800		236
計	854,481	32,477	886,958	3,441	28,800		236

18 負担金、補助及び交付金	3,441	030 農業担い手確保育成事業費（農林課）…………… 18 担い手確保・経営強化支援事業補助金	3,441 3,441
18 負担金、補助及び交付金	29,036	020 県事業費負担金（農林課）…………… 18 県事業費負担金	29,036 29,036

7 款 商工費（補正額 0千円：補正後の額 3,950,259千円）  
 1 項 商工費（補正額 0千円：補正後の額 3,950,259千円）

2 商工振興費	3,603,499		3,603,499			2,000 寄附金 2,000	△2,000
計	3,950,259		3,950,259			2,000	△2,000

		財源更正	
--	--	------	--

8 款 土木費（補正額 1,956,422千円：補正後の額 7,030,123千円）  
 1 項 土木管理費（補正額 5,000千円：補正後の額 469,399千円）

1 土木総務費	459,771	5,000	464,771	5,000 国庫支出金 5,000			
計	464,399	5,000	469,399	5,000			

12 委託料	5,000	030 一般経費（建設課）…………… 12 地域安全克雪方針策定委託料	5,000 5,000
--------	-------	--	----------------

4 款 衛生費    6 款 農林水産業費    7 款 商工費    8 款 土木費

8 款 土木費（補正額 1,956,422千円：補正後の額 7,030,123千円）  
 2 項 道路橋梁費（補正額 1,822,500千円：補正後の額 3,819,526千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国庫支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 道路橋梁総務費	102,517	5,000	107,517	2,750 国庫支出金 2,750	2,200 市債 2,200		50
2 道路維持費	411,077	381,500	792,577	197,975 国庫支出金 197,975	183,400 市債 183,400		125
3 道路新設改良費	241,818	961,500	1,203,318	517,675 国庫支出金 517,675	443,600 市債 443,600		225
4 橋梁維持費	53,905	14,000	67,905	7,700 国庫支出金 7,700	6,200 市債 6,200		100
5 舗装事業費	12,000	500	12,500	275 国庫支出金 275	200 市債 200		25
6 雪害防除費	1,145,924	420,000	1,565,924	250,100 国庫支出金 250,100	169,900 市債 169,900		
7 交通安全施設整備事業費	29,785	40,000	69,785	22,000 国庫支出金 22,000	1,500 市債 1,500		16,500
計	1,997,026	1,822,500	3,819,526	998,475	807,000		17,025

節		説明	金額
区分	金額		
14	工事請負費	030 街灯整備事業費（建設課） 14 工事請負費	5,000 5,000
12	委託料	010 道路維持費（建設課） 12 実施設計委託料	3,000 3,000
14	工事請負費	14 工事請負費	378,500
12	委託料	020 道路改良事業費（建設課） 12 測量設計委託料	69,000 65,000
14	工事請負費	12 建物等調査委託料 12 用地測量委託料	704,000 1,000
16	公有財産購入費	14 工事請負費 16 土地購入費	71,500 71,500
21	補償、補填及び賠償金	21 ガス・水道管移設補償金 21 電柱・電線移設補償金 21 家屋等損失補償金	117,000 10,000 17,000 90,000
12	委託料	010 橋梁維持費（建設課） 12 実施設計委託料	7,000 7,000
14	工事請負費	14 工事請負費	7,000
14	工事請負費	010 舗装新設事業費（建設課） 14 工事請負費	500 500
12	委託料	040 消雪施設整備費（建設課） 12 測量設計委託料	12,000 12,000
14	工事請負費	14 工事請負費	408,000
12	委託料	020 交通安全施設整備事業費（建設課） 12 測量設計委託料	2,000 2,000
14	工事請負費	14 工事請負費	38,000

8 款 土木費（補正額 1,956,422千円：補正後の額 7,030,123千円）  
 4 項 都市計画費（補正額 128,922千円：補正後の額 2,047,650千円）

1 都市計画総務費	35,662	108,922	144,584	54,461 国庫支出金 54,461			54,461
-----------	--------	---------	---------	---------------------------	--	--	--------

12 委託料	108,922	030 一般経費（建設課） 12 大規模盛土造成地変動予測調査委託料	108,922 108,922
--------	---------	---------------------------------------	--------------------

8 款 土木費（補正額 1,956,422千円：補正後の額 7,030,123千円）  
 4 項 都市計画費（補正額 128,922千円：補正後の額 2,047,650千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国庫支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
2 公園費	101,066	20,000	121,066	10,000 国庫支出金	10,000 市債		
計	1,918,728	128,922	2,047,650	64,461	10,000		54,461

節		説明	金額
区分	金額		
	千円		千円
14 工事請負費	20,000	020 公園施設整備費（建設課） 14 工事請負費	20,000 20,000

10 款 教育費（補正額 49,027千円：補正後の額 7,097,225千円）  
 1 項 教育総務費（補正額 42,000千円：補正後の額 788,805千円）

2 事務局費	400,492	42,000	442,492			42,000 寄附金	
計	746,805	42,000	788,805			42,000	

24 積立金	42,000	020 一般経費（教育総務課） 24 理科教育振興基金積立金	42,000 42,000
--------	--------	-----------------------------------	------------------

10 款 教育費（補正額 49,027千円：補正後の額 7,097,225千円）  
 2 項 小学校費（補正額 5,677千円：補正後の額 1,230,699千円）

1 学校管理費	1,152,489	5,027	1,157,516	1,435 国庫支出金	37,000 市債		△33,408
2 教育振興費	72,533	650	73,183	1,435	37,000	650 寄附金	
計	1,225,022	5,677	1,230,699	1,435	37,000	650	△33,408

14 工事請負費	5,027	030 小学校施設整備費（教育総務課） 14 工事請負費	5,027 5,027
17 備品購入費	650	020 教育活動費（教育総務課） 17 教材購入費	650 650

10 款 教育費（補正額 49,027千円：補正後の額 7,097,225千円）  
 3 項 中学校費（補正額 350千円：補正後の額 596,772千円）

1 学校管理費	541,839		541,839		9,900 市債		△9,900
2 教育振興費	54,583	350	54,933			350	

		財源更正	
17 備品購入費	350	020 教育活動費（教育総務課） 17 教材購入費	350 350

8 款 土木費 10 款 教育費

10款 教育費（補正額 49,027千円：補正後の額 7,097,225千円）  
 3項 中学校費（補正額 350千円：補正後の額 596,772千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国県支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
					寄附金	350	
計	596,422	350	596,772		9,900	350	△9,900

節		説明
区分	金額	
	千円	千円

10款 教育費（補正額 49,027千円：補正後の額 7,097,225千円）  
 6項 社会教育費（補正額 1,000千円：補正後の額 3,145,735千円）

2 社会教育振興費	2,848,332	1,000	2,849,332			9,000	△8,000
						寄附金	9,000
計	3,144,735	1,000	3,145,735			9,000	△8,000

17 備品購入費	1,000	030 生涯学習施設費（生涯学習課）	1,000
		17 図書購入費	1,000

11款 公債費（補正額 474,715千円：補正後の額 10,535,943千円）  
 1項 公債費（補正額 474,715千円：補正後の額 10,535,943千円）

1 元金	9,700,761	474,715	10,175,476				474,715
計	10,061,228	474,715	10,535,943				474,715

22 償還金、利子及び割引料	474,715	010 長期債元金（財務課）	474,715
		22 長期債元金償還金	474,715

# 給 与 費 明 細 書

一般職

1 総括

(1) 一般任用職員等以外の職員

区 分	職員数 (人)	給 与 費			共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	677	2,398,091	1,833,067	4,231,158	781,576	5,012,734	
補正前	677	2,397,625	1,780,533	4,178,158	781,576	4,959,734	
比 較		466	52,534	53,000		53,000	

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務 手当 (千円)	宿日直手当 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)	
		補正後	77,417	39,572	38,132		577	148,845		
		補正前	77,417	39,572	38,132		577	148,845		
		比 較								
職 員 手 当 の 内 訳	区 分	夜間勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	退職手当 (千円)	合 計 (千円)		
		補正後	20,326	57,347	40,491	529,832	402,096	478,432	1,833,067	
		補正前	20,326	57,347	40,491	529,832	402,096	425,898	1,780,533	
		比 較						52,534	52,534	

(2) 一般任用職員等

区 分	職員数 (人)	給 与 費			合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当等(千円)		
補正後	811 (327)	1,013,450 (617,791)	63,487 (63,457)	205,335 (124,155)	1,282,272 (805,403)	
補正前	811 (327)	1,011,317 (616,803)	63,431 (63,431)	205,335 (124,155)	1,280,083 (804,389)	
比 較		2,133 (988)	56 (26)		2,189 (1,014)	

職 員 手 当 等 の 内 訳	区 分	費用弁償 (千円)	通勤手当 (千円)	時間外勤務 手当 (千円)	宿日直手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	期末手当 (千円)	合 計 (千円)	
		補正後	30,110 (15,996)	1,574 (1,574)	941 (941)		957 (957)	350 (350)	171,403 (104,337)	205,335 (124,155)
		補正前	30,110 (15,996)	1,574 (1,574)	941 (941)		957 (957)	350 (350)	171,403 (104,337)	205,335 (124,155)
		比 較								

※2の表において、「一般任用職員等」とは、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2に基づく会計年度任用職員をいう。

※(1)イの表において、下段( )書きは月額で報酬又は給料を支給する職員の数及び当該職員の給与費をいい、上段の内書きとする。

2 給料及び職員手当の増減額の明細

(1) 一般任用職員等以外の職員

区 分	増減額(千円)	増減事由別内訳 (千円)	説 明	備 考
給 料	466	給与改定に伴う増減分		
		その他の増減分	466	保育士等処遇改善による給料月額の変更に伴うもの
職員手当	52,534	制度改正に伴う増減分		
		その他の増減分	52,534	普通退職等に伴うもの

(2) 一般任用職員等

区 分	増減額(千円)	増減事由別内訳 (千円)	説 明	備 考
報 酬	2,133	給与改定に伴う増減分		
		その他の増減分	2,133	保育士等処遇改善による報酬月額の変更に伴うもの
給 料	56	給与改定に伴う増減分		
		その他の増減分	56	保育士等処遇改善による給料月額の変更に伴うもの
職員手当等		制度改正に伴う増減分		
		その他の増減分		

※2(2)の表において、増減額は月額で報酬又は給料を支給する職員の金額とする。



# 総合整備計画書

三条市 中浦辺地

(辺地の人口 381 人、面積 4.8 km<sup>2</sup>)

## 1 辺地の概況

### (1) 辺地を構成する字の名称

三条市 牛ヶ首・落合・中浦・新屋・上谷地・蝶名林・鹿熊

### (2) 地域の中心の位置

三条市牛ヶ首 300 番 4

### (3) 辺地度点数

112 点

## 2 公共施設等の整備計画

令和 4 年度から令和 6 年度まで

単位：千円

番号	施設名	事業主体	事業費 ①	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
				特定財源 ②	一般財源 ①-② ③	
1	消火栓新設事業(新屋)	三条市	2,000	0	2,000	2,000
2	橋梁長寿命化修繕事業 (長見寺橋)	三条市	2,000	0	2,000	2,000
3	橋梁長寿命化修繕事業 (真木岡橋)	三条市	10,881	5,380	5,501	5,500
合 計			14,881	5,380	9,501	9,500

議第 11 号

辺地総合整備計画の変更について

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和 37 年法律第 88 号）第 3 条第 8 項の規定により早水辺地に係る総合整備計画を別紙のとおり変更するものとする。

令和 4 年 3 月 1 日提出

三条市長 滝 沢 亮

# 総合整備計画書

三条市 早水辺地

(辺地の人口 282 人、面積 6.18 km<sup>2</sup>)

## 1 辺地の概況

### (1) 辺地を構成する字の名称

三条市 吉ヶ平・遅場・葎谷・早水・濁沢・牛野尾

### (2) 地域の中心の位置

三条市牛野尾 311 番 1

### (3) 辺地度点数

136 点

## 2 公共施設等の整備計画

令和 3 年度から令和 5 年度まで

単位：千円

番号	施設名	事業主体	事業費 ①	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
				特定財源 ②	一般財源 ①-② ③	
1	吉ヶ平自然体感の郷 改修事業	三条市	12,992	0	12,992	12,900
2	消防団ポンプ置場建 築事業（早水）	三条市	4,900	0	4,900	4,900
3	[農業体験学習施設改 修事業]	[三条市]	[2,800]	[1,400]	[1,400]	[1,400]
4	[橋梁長寿命化修繕事 業（守門橋）]	[三条市]	[400]	[0]	[400]	[400]
合 計			[21,092] 17,892	[1,400] 0	[19,692] 17,892	[19,600] 17,800

※[ ]は、新たに追加する公共施設等（事業）及び変更後の額を表す。

議第 11 号参考

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（抜粋）

（総合整備計画の策定等）

第3条 この法律によって公共的施設の整備をしようとする市町村は、当該市町村の議会の議決を経て当該辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画（以下「総合整備計画」という。）を定めることができる。

8 前各項の規定は、第5項の規定により総合整備計画を提出した市町村が当該総合整備計画を変更しようとする場合について準用する。

議第 12 号

三条市過疎地域持続的発展計画の変更について

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第8条第10項の規定により三条市過疎地域持続的発展計画を次のとおり変更するものとする。

令和4年3月1日提出

三条市長 滝 沢 亮

記

三条市過疎地域持続的発展計画の一部を次のように変更する。

第2章の表2の部中(2)地域間交流の款の前に次のように加える。

(1)移住・定住	移住促進住宅整備事業 (過疎地域集落再編整備事業)	三条市	
----------	------------------------------	-----	--

第5章の表5の部(1)市町村道の款の次に次のように加える。

(2)農道	笹岡21号線・22号線(桑切・中野原) (舗装整備)	三条市	
-------	-------------------------------	-----	--

議第 12 号参考

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（抜粋）

（過疎地域持続的発展市町村計画）

第 8 条 過疎地域の市町村は、持続的発展方針に基づき、当該市町村の議会の議決を経て過疎地域持続的発展市町村計画（以下単に「市町村計画」という。）を定めることができる。

10 第 1 項及び前 3 項の規定は、市町村計画の変更について準用する。

三条市過疎地域持続的発展計画（抜粋）

第 2 章 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

【計画（令和 3 年度～ 7 年度）】

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
2 移住・ 定住・地域 間交流の促 進、人材育 成	(2) 地域間 交流	地域間交流施設等整備事業	三条市	
	(4) 過 疎 地 域 持 続 的 発 展 特 別 事 業	コミュニティ支援事業 下田地域起業家誘致コーディネ ート委託等	三条市	
		移住促進事業 移住支援の補助、空き家改修等 補助、お試し居住の実施、移住 交流サークルの開催 等	三条市	
		地域おこし協力活動事業 地域おこし協力隊活動支援業務 委託等	三条市	
		文化活動支援事業 音楽交流イベントの開催等	三条市	
		チッタスロー下田郷推進事業 古民家運営補助	三条市	

第 5 章 交通施設の整備、交通手段の確保

【計画（令和 3 年度～ 7 年度）】

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
5 交通施設の整備、 交通手段の 確保	(1) 市町村 道	大沢線（道路改良）	三条市	
		曲谷旧国道線（道路改良）	三条市	
		福沢通学路線（道路改良）	三条市	
		やまなみ線（道路補修）	三条市	
		飯田原二日町線（道路補修）	三条市	
		長野中土線（舗装新設）	三条市	
		長見寺橋（橋梁補修）	三条市	
		鹿峠旧国道線（消雪施設整備）	三条市	
	(9) 過疎地 域持続的 発展特別事業	社会資本包括的維持管理委託事業 民間業者等への委託	三条市	
		地域公共交通体系整備事業 デマンド交通の運営 等	三条市	
		生活交通確保対策事業 生活交通確保対策運行費補助	三条市	
	(10) その他	街灯整備事業	三条市	



議第 13 号

三条市個人情報保護条例の一部改正について

三条市個人情報保護条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和4年3月1日提出

三条市長 滝 沢 亮

記

## 三条市個人情報保護条例の一部を改正する条例

三条市個人情報保護条例（平成 17 年三条市条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 7 号中「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 59 号）第 2 条第 1 項」を「個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 2 条第 9 項」に改める。

### 附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

議第 13 号参考

三条市個人情報保護条例（抜粋）

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (7) 事業者 法人その他の団体（国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）及び事業を営む個人をいう。

議第 14 号

三条市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

三条市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和4年3月1日提出

三条市長 滝 沢 亮

記

## 三条市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

三条市職員の育児休業等に関する条例（平成 17 年三条市条例第 36 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号ア(ア)を削り、同号ア(イ)中「特定職に引き続き」を「引き続いて任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に」に改め、同号ア中(イ)を(ア)とし、(ウ)を(イ)とする。

第 23 条第 2 号中「次のいずれにも該当する」を「勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める」に改め、同号ア及びイを削る。

第 27 条を第 29 条とし、同条の前に次の 2 条を加える。

（妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等）

第 27 条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第 28 条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施
- (2) 育児休業に関する相談体制の整備
- (3) その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

## 附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議第 14 号参考

三条市職員の育児休業等に関する条例（抜粋）

（育児休業をすることができない職員）

第 2 条 育児休業法第 2 条第 1 項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(3) 次のいずれかに該当する常時勤務することを要しない職員（以下「非常勤職員」という。）以外の非常勤職員

ア 次のいずれにも該当する非常勤職員

(ア) 任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に引き続き在職した期間が 1 年以上である非常勤職員

(イ) その養育する子（育児休業法第 2 条第 1 項に規定する子をいう。以下同じ。）が 1 歳 6 か月に達する日（以下「1 歳 6 か月到達日」という。）までに、その任期（任期が更新される場合にあつては、更新後のもの）が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員

（部分休業をすることができない職員）

第 23 条 育児休業法第 19 条第 1 項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(2) 次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 28 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）

ア 特定職に引き続き在職した期間が 1 年以上である非常勤職員

イ 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員

議第 15 号

三条市国民健康保険税条例の一部改正について

三条市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和4年3月1日提出

三条市長 滝 沢 亮

記



### 三条市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

三条市国民健康保険税条例（平成 17 年三条市条例第 61 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の見出し及び第 4 条の見出し中「係る」の次に「基礎課税額の」を加える。

第 5 条の見出し中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、同条第 1 号中「第 21 条」を「第 21 条第 1 項」に改める。

第 11 条第 1 項中「同条」を「その減額後」に改める。

第 21 条第 1 号中「第 703 条の 5」を「第 703 条の 5 第 1 項」に改め、同号ア及びイ中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、同条第 2 号中「第 703 条の 5」を「第 703 条の 5 第 1 項」に改め、同号ア及びイ中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、同条第 3 号中「第 703 条の 5」を「第 703 条の 5 第 1 項」に改め、同号ア及びイ中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、同条に次の 1 項を加える。

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に 6 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる

世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児 1 人について次に定める額

ア 前項第 1 号アに規定する金額を減額した世帯 3,375 円

イ 前項第 2 号アに規定する金額を減額した世帯 5,625 円

ウ 前項第 3 号アに規定する金額を減額した世帯 9,000 円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 11,250 円

(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割

額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児 1 人について次に定める額

ア 前項第 1 号ウに規定する金額を減額した世帯 1,425 円

イ 前項第 2 号ウに規定する金額を減額した世帯 2,375 円

ウ 前項第 3 号ウに規定する金額を減額した世帯 3,800 円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 4,750 円

第 21 条の 2 中「前条の」を「前条第 1 項の」に、「前条第 1 号」を「前条第 1 項第 1 号」に、「総所得金額」を「総所得金額及び」に改め、「第 3 号において同じ。」の次に「及び」を加える。

附則第 6 項中「第 21 条」を「第 21 条第 1 項」に、「第 703 条の 5」を「第 703 条の 5 第 1 項」に改める。

附則第 7 項、第 8 項、第 10 項から第 15 項まで、第 17 項及び第 18 項中「第 21 条」を「第 21 条第 1 項」に改める。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 5 条第 1 号及び第 11 条第 1 項の改正規定、第 21 条の改正規定（「係る」の次に「基礎課税額の」を加える部分を除く。）、第 21 条の 2 の改正規定（「前条の」を「前条第 1 項の」に、「前条第 1 号」を「前条第 1 項第 1 号」に改める部分に限る。）並びに附則第 6 項から第 8 項まで、第 10 項から第 15 項まで、第 17 項及び第 18 項の改正規定は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定に限る。）による改正後の三条市国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議第 15 号参考

三条市国民健康保険税条例（抜粋）

（国民健康保険の被保険者に係る所得割額）

第 3 条

（国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額）

第 4 条

（国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額）

第 5 条 第 2 条第 2 項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第 6 条第 8 号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後 5 年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号、第 5 条の 4 及び第 21 条において同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後 5 年を経過する月の翌月から特定月以後 8 年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第 3 号、第 5 条の 4 及び第 21 条において同じ。）以外の世帯 18,300 円

（納税義務の発生、消滅等に伴う賦課）

第 11 条 国民健康保険税の賦課期日後に納税義務が発生した者には、その発生した日の属する月から、月割りをもって算定した第 2 条第 1 項の額（第 21 条の規定による減額が行われた場合には、同条の国民健康保険税の額とする。以下この条において同じ。）を課する。

(国民健康保険税の減額)

第 21 条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第 2 条第 2 項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が 63 万円を超える場合には、63 万円）、同条第 3 項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が 19 万円を超える場合には、19 万円）並びに同条第 4 項本文の介護納付金課税額からオに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が 17 万円を超える場合には、17 万円）の合算額とする。

(1) 法第 703 条の 5 に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43 万円

（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第 703 条の 5 に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）第 28 条第 1 項に規定する給与所得について同条第 3 項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第 1 項に規定する給与等の収入金額が 55 万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第 703 条の 5 に規定する総所得金額に係る所得税法第 35 条第 3 項に規定する公的年金等に係る所得について同条第 4 項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢 65 歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が 60 万円を超える者に限り、年齢 65 歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が 110 万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が 2 以上の場合にあつては、43 万円に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 10 万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第 1 条第 2 項

に規定する世帯主を除く。) 1人について 15,750円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

- (2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 11,250円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

- (3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 4,500円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例)

第 21 条の 2 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合における第 3 条及び前条の規定の適用については、第 3 条第 1 項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（第 21 条の 2 に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第 28 条第 2 項の規定によって計算した金額の 100 分の 30 に相当する金額によるものとする。次項において同じ。）」と、「同条第 2 項」とあるのは「法第 314 条の 2 第 2 項」と、前条第 1 号中「総所得金額」とあるのは「総所得金額（次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第 28 条第 2 項の規定によって計算した金額の 100 分の 30 に相当する金額によるものとする。次号及び第 3 号において同じ。）」とする。

#### 附 則

（公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 6 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第 35 条第 3 項に規定する公的年金等に係る所得について同条第 4 項に規定する公的年金等控除額（年齢 65 歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第 21 条の規定の適用については、同条中「法第 703 条の 5 に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第 703 条の 5 に規定する総所得金額（所得税法第 35 条第 3 項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第 2 項第 1 号の規定によって計算した金額から 15 万円を控除した金額によるものとする。）及び山林所得金額」と、「110 万円」とあるのは「125 万円」とする。

(上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第 33 条の 2 第 5 項の配当所得等を有する場合における第 3 条、第 5 条の 2、第 6 条及び第 21 条の規定の適用については、第 3 条第 1 項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 33 条の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第 2 項」とあるのは「法第 314 条の 2 第 2 項」と、同条第 2 項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第 33 条の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第 21 条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 33 条の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第 34 条第 4 項の譲渡所得を有する場合における第 3 条、第 5 条の 2、第 6 条及び第 21 条の規定の適用については、第 3 条第 1 項中「及び山林所得金額の合計額から同条第 2 項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 34 条第 4 項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 33 条の 4 第 1 項若しくは第 2 項、第 34 条第 1 項、第 34 条の 2 第 1 項、第 34 条の 3 第 1 項、第 35 条第 1 項、第 35 条の 2 第 1 項、第 35 条の 3 第 1 項又は第 36 条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第 31 条第 1 項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。）の合計額から法第 314 条の 2 第 2 項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額（）」と、同条第 2 項中「又は山林所得金額」とあるのは



「若しくは山林所得金額又は法附則第 34 条第 4 項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第 21 条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 34 条第 4 項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第 35 条の 2 第 5 項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第 3 条、第 5 条の 2、第 6 条及び第 21 条の規定の適用については、第 3 条第 1 項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 35 条の 2 第 5 項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第 2 項」とあるのは「法第 314 条の 2 第 2 項」と、同条第 2 項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第 35 条の 2 第 5 項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第 21 条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 35 条の 2 第 5 項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第 35 条の 2 の 2 第 5 項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第 3 条、第 5 条の 2、第 6 条及び第 21 条の規定の適用については、第 3 条第 1 項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 35 条の 2 の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第 2 項」とあるのは「法第 314 条の 2 第 2 項」と、同条第 2 項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第 35 条の 2 の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第 21 条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 35 条の 2 の 2 第 5 項に規定する上場

株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第 35 条の 4 第 4 項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第 3 条、第 5 条の 2、第 6 条及び第 21 条の規定の適用については、第 3 条第 1 項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 35 条の 4 第 4 項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第 2 項」とあるのは「法第 314 条の 2 第 2 項」と、同条第 2 項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第 35 条の 4 第 4 項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第 21 条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 35 条の 4 第 4 項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第 33 条の 3 第 5 項の事業所得又は雑所得を有する場合における第 3 条、第 5 条の 2、第 6 条及び第 21 条の規定の適用については、第 3 条第 1 項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 33 条の 3 第 5 項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第 2 項」とあるのは「法第 314 条の 2 第 2 項」と、同条第 2 項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第 33 条の 3 第 5 項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第 21 条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 33 条の 3 第 5 項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 14 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所

属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和 44 年法律第 46 号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第 3 条の 2 の 2 第 10 項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第 3 条、第 5 条の 2、第 6 条及び第 21 条の規定の適用については、第 3 条第 1 項中「及び山林所得金額の合計額から同条第 2 項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和 44 年法律第 46 号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第 3 条の 2 の 2 第 10 項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第 314 条の 2 第 2 項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第 3 条の 2 の 2 第 10 項に規定する条約適用利子等の合計額（）」と、同条第 2 項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第 3 条の 2 の 2 第 10 項に規定する条約適用利子等の額」と、第 21 条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第 3 条の 2 の 2 第 10 項に規定する条約適用利子等の額」とする。

（条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 15 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第 3 条の 2 の 2 第 12 項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第 3 条、第 5 条の 2、第 6 条及び第 21 条の規定の適用については、第 3 条第 1 項中「及び山林所得金額の合計額から同条第 2 項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和 44 年法律第 46 号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第 3 条の 2 の 2 第 12 項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第 314 条の 2 第 2 項」と、「及び山林所得金額

の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第21条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。

（特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例）

17 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第5条の2、第6条及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この条及び第21条において「特例適用利子等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第21条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

（特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）

18 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所

属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第5条の2、第6条及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この条及び第21条において「特例適用配当等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第21条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。

議第 16 号

三条市手数料条例の一部改正について

三条市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和4年3月1日提出

三条市長 滝 沢 亮

記

## 三条市手数料条例の一部を改正する条例

三条市手数料条例（平成 17 年三条市条例第 63 号）の一部を次のように改正する。

別表 7 の項第 5 号中「110,000 円」を「98,000 円」に、「17,000 円に変更に係る貯蔵施設」を「15,000 円に変更に係る貯蔵施設」に改める。

### 附 則

#### （施行期日）

- 1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

#### （経過措置）

- 2 改正後の三条市手数料条例の規定は、この条例の施行の日以後に申請等がなされる事務に係る手数料について適用し、同日前に申請等がなされた事務に係る手数料については、なお従前の例による。

議第 16 号参考

三条市手数料条例（抜粋）

別表（第 2 条関係）

7 消防本部関係

(5) 液化石油ガスに関する事項

区分		手数料の額
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下この号において「法」という。）第 3 条第 1 項の規定による液化石油ガス販売事業に係る登録		1 件につき 31,000円
法第 3 条の 2 第 3 項の規定による液化石油ガス販売事業者登録簿の謄本の交付	液化石油ガス販売事業者登録簿の謄本の交付	1 通につき 630円
売事業者登録簿の謄本の交付等	液化石油ガス販売事業者登録簿の閲覧	1 回につき 460円
法第 29 条第 1 項の規定による保安機関の認定		1 件につき 34,000円と 6,900円に新たに行う保安業務区分の数を乗じて得た額との合計額
法第 32 条第 1 項の規定による保安機関の認定の更新		1 件につき 14,000円と 6,900円に保安業務区分の数を乗じて得た額との合計額
法第 33 条第 1 項の規定による保安機関の保安業務に		1 件につき 20,000円と



係る一般消費者等の数の増加の認可		6,900円に保安業務区分の数を乗じて得た額との合計額
法第35条の6第1項の規定による保安確保機器の設置及び管理の方法の認定	認定を受けようとする者が販売契約を締結している一般消費者等の数が1,000戸未満の場合	1件につき 55,000円
	認定を受けようとする者が販売契約を締結している一般消費者等の数が1,000戸以上10,000戸未満の場合	1件につき 80,000円
	認定を受けようとする者が販売契約を締結している一般消費者等の数が10,000戸以上の場合	1件につき 110,000円
法第36条第1項の規定による貯蔵施設又は特定供給設備の設置の許可		1件につき 21,000円に貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た額
法第37条の2第1項の規定による貯蔵施設の位置、構造若しくは設備の変更又は特定供給設備の位置、構造、設備若しくは装置の変更の許可		1件につき 17,000円に変更に係る貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た額

<p>法第37条の3 第1項の規定 による貯蔵施 設等の完成検 査</p>	<p>法第36条第1項の許可に係る貯蔵施 設又は特定供給設備の完成検査</p>	<p>1件につき 31,000円に 貯蔵施設又は特定供給設 備（高圧ガス保安法第20 条第1項又は第3項の規 定に基づき完成検査を受 け、又は自ら行い、同法 第8条第1号の技術上の 基準に適合していると認 められた液化石油ガスに 係る施設（以下この号に おいて「完成検査合格施 設」という。）であるも のを除く。）の数を乗じ た額と 5,800円に完成 検査合格施設である貯蔵 施設又は特定供給設備の 数を乗じて得た額との合 計額</p>
	<p>法第37条の2第1項の許可に係る貯 蔵施設又は特定供給設備の完成検査</p>	<p>1件につき 24,000円に 変更に係る貯蔵施設又は 特定供給設備（完成検査 合格施設であるものを除 く。）の数を乗じた額と</p>

		5,800円に完成検査合格 施設である変更に係る貯 蔵施設又は特定供給設備 の数を乗じて得た額との 合計額
法第37条の4第1項の規定による充てん設備による液 化石油ガスの充てんの許可		1件につき 28,000円に 充てん設備の数を乗じて 得た額
法第37条の4第3項において準用する法第37条の2第 1項の規定による充てん設備の所在地、構造、設備又 は装置の変更の許可		1件につき 17,000円に 変更に係る充てん設備の 数を乗じて得た額
法第37条の4 第4項におい て準用する法 第37条の3第 1項の規定に よる充てん設 備の完成検査	法第37条の4第1項の許可に係る充 てん設備の完成検査	1件につき 36,000円に 充てん設備の数を乗じて 得た額
	第37条の4第3項において準用する 法第37条の2第1項の許可に係る充 てん設備の完成検査	1件につき 27,000円に 変更に係る充てん設備の 数を乗じて得た額
法第37条の6第1項の規定による充てん設備の保安検 査		1件につき 27,000円に 検査に係る充てん設備の 数を乗じて得た額

議第 17 号

三条市妊産婦医療費助成条例の一部改正について

三条市妊産婦医療費助成条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和4年3月1日提出

三条市長 滝 沢 亮

記

## 三条市妊産婦医療費助成条例の一部を改正する条例

三条市妊産婦医療費助成条例（平成 17 年三条市条例第 97 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項を次のように改める。

2 前項の助成対象者のうち、次の各号のいずれかに該当する者は、助成の対象としない。

(1) 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）の規定による保護を受けている世帯の妊産婦

(2) 規則で定める医療費の助成を受けることができる妊産婦

第 5 条中「登録する」を「登録し、受給者証を交付する」に改める。

第 7 条第 1 項中「に 2 分の 1 を乗じて得た額」を削る。

第 9 条中「保険医療機関等又は指定訪問看護事業者から支払額の証明を受けて」を削り、同条に次のただし書を加える。

ただし、受給者が第 7 条第 2 項に該当しない場合で、保険医療機関等に受給者証を提示したときは、申請を要しないものとする。

第 10 条に次の 1 項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、前条ただし書の規定による場合は、審査支払機関の通知により助成額を決定するものとする。

## 附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の三条市妊産婦医療費助成条例の規定は、この条例の施行

の日以後の期間に係る医療費の助成について適用し、同日前の期間に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

議第 17 号参考

三条市妊産婦医療費助成条例（抜粋）

（事業の実施）

第 3 条

- 2 前項の助成対象者のうち、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）の規定による保護を受けている世帯の妊産婦は、助成の対象としない。

（受給資格の登録）

第 5 条 市長は、前条の申請があったときは、その適否を決定し、受給資格を有する者と認めるときは、妊産婦医療費受給者（以下「受給者」という。）として登録するものとする。

（助成額）

第 7 条 この条例により助成する額は、医療費から次に掲げる額を控除した額に 2 分の 1 を乗じて得た額とする。

（助成の申請）

第 9 条 受給者が第 3 条第 1 項の規定による医療費の助成を受けようとするときは、保険医療機関等又は指定訪問看護事業者から支払額の証明を受けて市長に申請しなければならない。

議第 18 号

三条市老人福祉センター条例の一部改正について

三条市老人福祉センター条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和4年3月1日提出

三条市長 滝 沢 亮

記



## 三条市老人福祉センター条例の一部を改正する条例

三条市老人福祉センター条例（平成 17 年三条市条例第 102 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 浴室の項を削る。

別表第 2 浴室の項を削る。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第 18 号参考

三条市老人福祉センター条例（抜粋）

別表第 1（第 6 条関係）

室名	使用時間
多目的ホール	午前 9 時から午後 10 時まで
会議室・研修室	午前 9 時から午後 5 時まで
浴室	
教養娯楽室	

別表第 2（第 15 条関係）

区分	利用料金
多目的ホール	1 時間当たり 2,000 円
会議室 1	1 時間当たり 200 円
会議室 2	
浴室	1 日当たり 250 円

備考 使用時間数に 1 時間に満たない端数時間があるときは、1 時間とみなしてこの表を適用する。

議第 19 号

三条市都市公園条例の一部改正について

三条市都市公園条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和4年3月1日提出

三条市長 滝 沢 亮

記

三条市都市公園条例の一部を改正する条例

三条市都市公園条例（平成 17 年三条市条例第 154 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 に次のように加える。

三条市かわまち交流拠点施設	会議室	三条市上須頃 167 番地 1
---------------	-----	-----------------

別表第 3 に次のように加える。

三条市かわまち 交流拠点施設	会議室	1 月 4 日から 12 月 28 日 まで	午前 9 時から午後 5 時 まで
-------------------	-----	---------------------------	----------------------

別表第 5 の 1 運動施設以外の施設の表に次のように加える。

会議室	800 円
-----	-------

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の三条市都市公園条例の規定は、この条例の施行の日以後に申請等がなされる有料公園施設の使用の許可及び利用料金について適用し、同日前に申請等がなされた公園における行為の制限に係る許可及び利用料金については、なお従前の例による。

議第 19 号参考

三条市都市公園条例（抜粋）

別表第 2（第 7 条関係）

有料公園施設

公園名	施設名	所在地
大崎山公園	テニスコート	三条市東大崎4024番地 2
六ノ町河川緑地	テニスコート	三条市本町六丁目15番10号
保内公園	保内休息所（茶室）	三条市下保内3714番地
三条市総合運動公園	市民球場 多目的広場 運動広場	三条市月岡四丁目36番 1 号

別表第 3（第 8 条関係）

有料公園施設

公園名	施設名	供用日	供用時間
大崎山公園	テニスコート	4月1日から11月30日まで	午前6時から日没まで
六ノ町河川緑地			
保内公園	保内休息所（茶室）	1月4日から12月28日まで。ただし、火曜日（火曜日が休日に当たるときは、その直後の休日以外の日）を除く。	午前9時から午後5時まで
三条市総合運動公園	市民球場	1月4日から12月28日まで	午前6時から午後9時まで。ただし、12月1日

			から翌年3月31日までの間は、会議室及び屋内練習場を除き、午前6時から午後5時までとする。
	多目的広場	4月1日から11月30日まで	午前6時から日没まで
	運動広場		

別表第5（第14条、第14条の2関係）

有料公園施設の使用料等

1 運動施設以外の施設

有料公園施設	1時間当たりの利用料金
保内休息所（茶室）	250円

備考

- 1 使用時間数に1時間に満たない端数時間があるときは、1時間とみなしてこの表を適用する。
- 2 営利又は営業を目的とする使用については、この表の金額の10倍の額の利用料金を徴収する。

議第 20 号

三条市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について

三条市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和4年3月1日提出

三条市長 滝 沢 亮

記

三条市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

三条市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（平成 17 年三条市条例第 203 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条中「水火災その他の災害」を「災害（水火災、地震等の災害をいう。以下同じ。）」に改める。

第 12 条及び第 13 条を次のように改める。

（報酬）

第 12 条 団員の報酬は、年額報酬及び出動報酬とする。

- 2 団員には、別表第 1 に定める年額報酬を支給する。
- 3 前項の年額報酬は、新たに団員となった者又はその階級を異動した者については、その任命の月から、離職、死亡又は階級異動の場合にあっては、その月分までを月割計算により支給する。
- 4 団員が災害、訓練等の職務に従事する場合には、別表第 2 に定める出動報酬を支給する。
- 5 前項の出動報酬の支給額の基準は、規則で定める。

（費用弁償）

第 13 条 団員が招集に応じ、又は職務のため旅行したときは、三条市職員の旅費に関する条例（平成 17 年三条市条例第 48 号）の規定を準用して費用弁償を支給する。

- 2 前項に規定するもののほか、報酬及び費用弁償の支給方法については、三条市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成 17 年三条市条例第 41 号）の例による。

別表第 1 及び別表第 2 を次のように改める。

別表第 1 （第 12 条関係）



階級	年額報酬の額
団長	年額 119,500 円
副団長	年額 79,000 円
分団長	年額 50,000 円
副分団長	年額 45,500 円
部長	年額 39,000 円
班長	年額 37,000 円
団員	年額 36,500 円

別表第 2（第 12 条関係）

業務の種類区分	出勤報酬の額
災害の業務（山岳遭難業務その他の捜索業務を含む。）	1 日につき 2,200 円以上 8,000 円以下の範囲内の額で規則で定める額
訓練、演習その他これに準ずる業務	1 日につき 2,200 円以内の額で規則で定める額
施設、設備、機械又は器材の維持管理業務	
警戒その他前各項の業務以外の業務	1 日につき 2,200 円以上 4,000 円以下の範囲内の額で規則で定める額

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

議第 20 号参考

三条市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（抜粋）

（服務規律）

第 8 条 団員は、団長の招集により出動し、職務に従事しなければならない。ただし、招集を受けない場合であっても水火災その他の災害の発生を知ったときは、あらかじめ指定するところに従い、直ちに出勤し、職務に従事しなければならない。

（報酬）

第 12 条 団員には、別表第 1 に定める報酬を支給する。

- 2 前項の報酬は、新たに団員となった者又はその階級を異動した者については、その任命の月から、離職、死亡又は階級異動の場合にあっては、その月分までを月割計算により支給する。

（費用弁償）

第 13 条 団員が職務に従事したときは、別表第 2 に定める費用弁償を支給する。

- 2 前項の費用弁償の支給額の基準は、規則で定める。
- 3 団員が招集に応じ、又は職務のため旅行したときは、三条市職員の旅費に関する条例（平成 17 年三条市条例第 48 号）の規定を準用して費用弁償を支給する。
- 4 前項に規定するもののほか、報酬及び費用弁償の支給方法については、三条市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成 17 年三条市条例第 41 号）の例による。

別表第 1（第 12 条関係）

階級	報酬の額
団長	年額 119,500円
副団長	年額 79,000円

分団長	年額 49,400円
副分団長	年額 41,000円
部長	年額 32,000円
班長	年額 23,000円
団員	年額 21,000円

別表第2（第13条関係）

業務の種類区分	費用弁償の額
火災、水害その他の災害の業務	1回につき2,200円以上4,000円以下の範囲内の額で規則で定める額
山岳遭難業務	1回につき9,200円以内の額で規則で定める額
訓練、演習その他これに準ずる業務	1回につき2,200円以内の額で規則で定める額
施設、設備、機械又は器材の維持管理業務	業務の種類に応じ2,200円以内の額で規則で定める額
警戒、その他前各部の業務以外の業務	1回につき2,200円以上4,000円以下の範囲内の額で規則で定める額

議第 21 号

市道路線の認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項の規定により、市道路線を次のように認定する。

令和 4 年 3 月 1 日提出

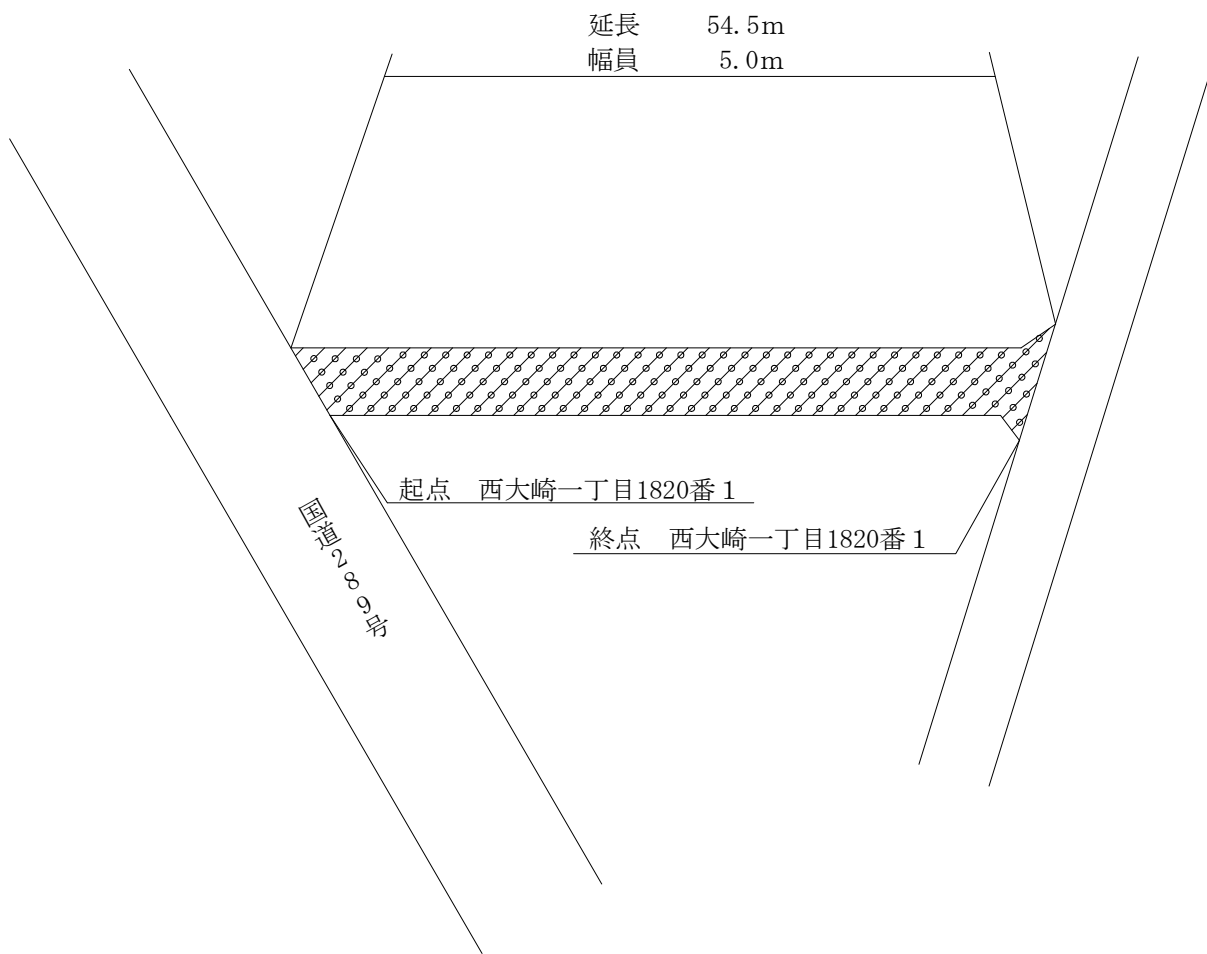
三条市長 滝 沢 亮

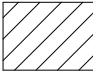
記

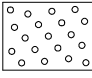
認定路線

路線番号	路線名	起	点	延長 m	幅員 m	添付図
		終	点			
大崎556	西大崎556号線	西大崎一丁目1820番 1		54.5	5.0	1
		西大崎一丁目1820番 1				
大崎557	上保内557号線	上保内字坪ノ尻乙475番 5		38.5	6.0	2
		上保内字坪ノ尻乙475番 5				
下田616	荻堀川前 2 号線	荻堀字川久保1163番 1		72.8	5.5~10.0	3
		荻堀字川前830番 1				

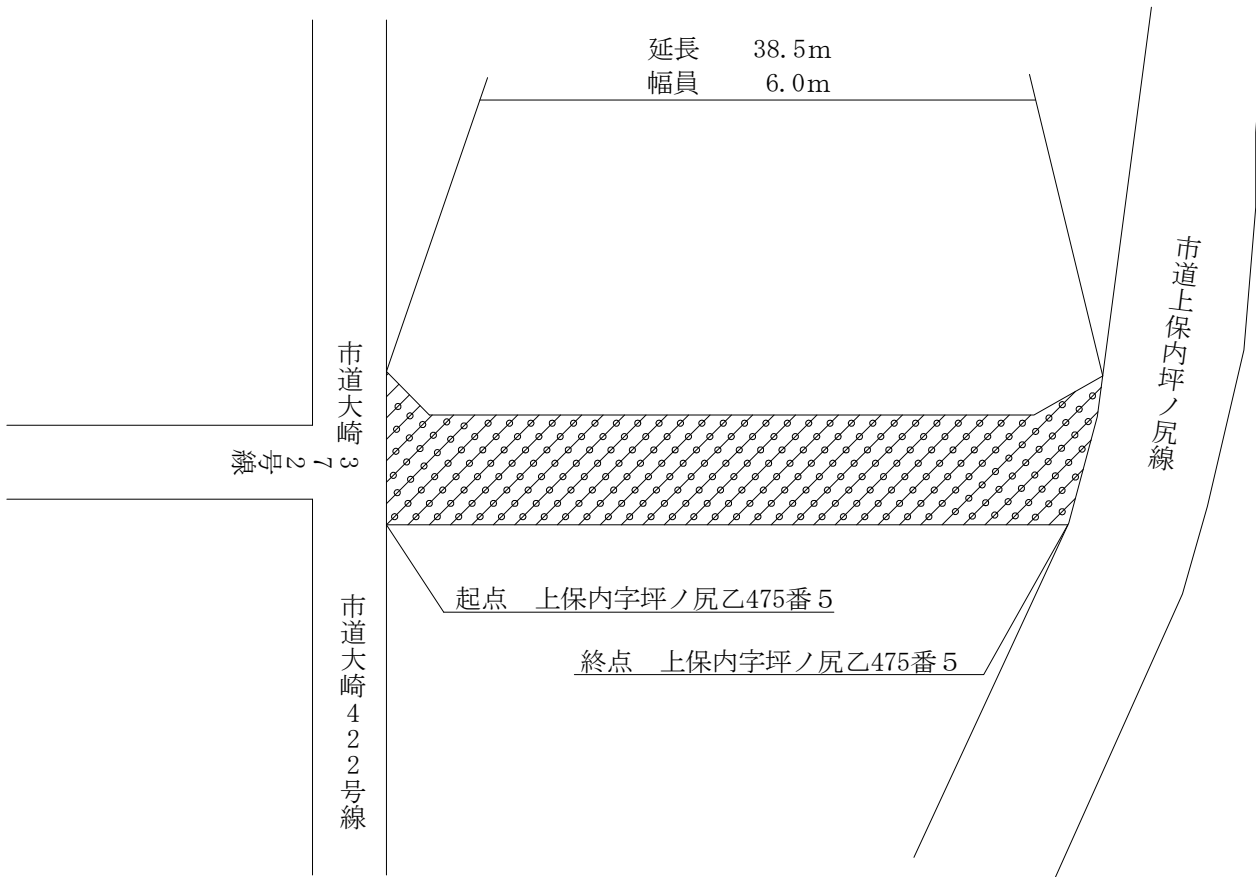
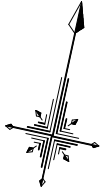
添付図 1 市道西大崎556号線



凡例

市道路線に 認定する区間

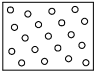
凡例

舗装済区間

添付図2 市道上保内557号線

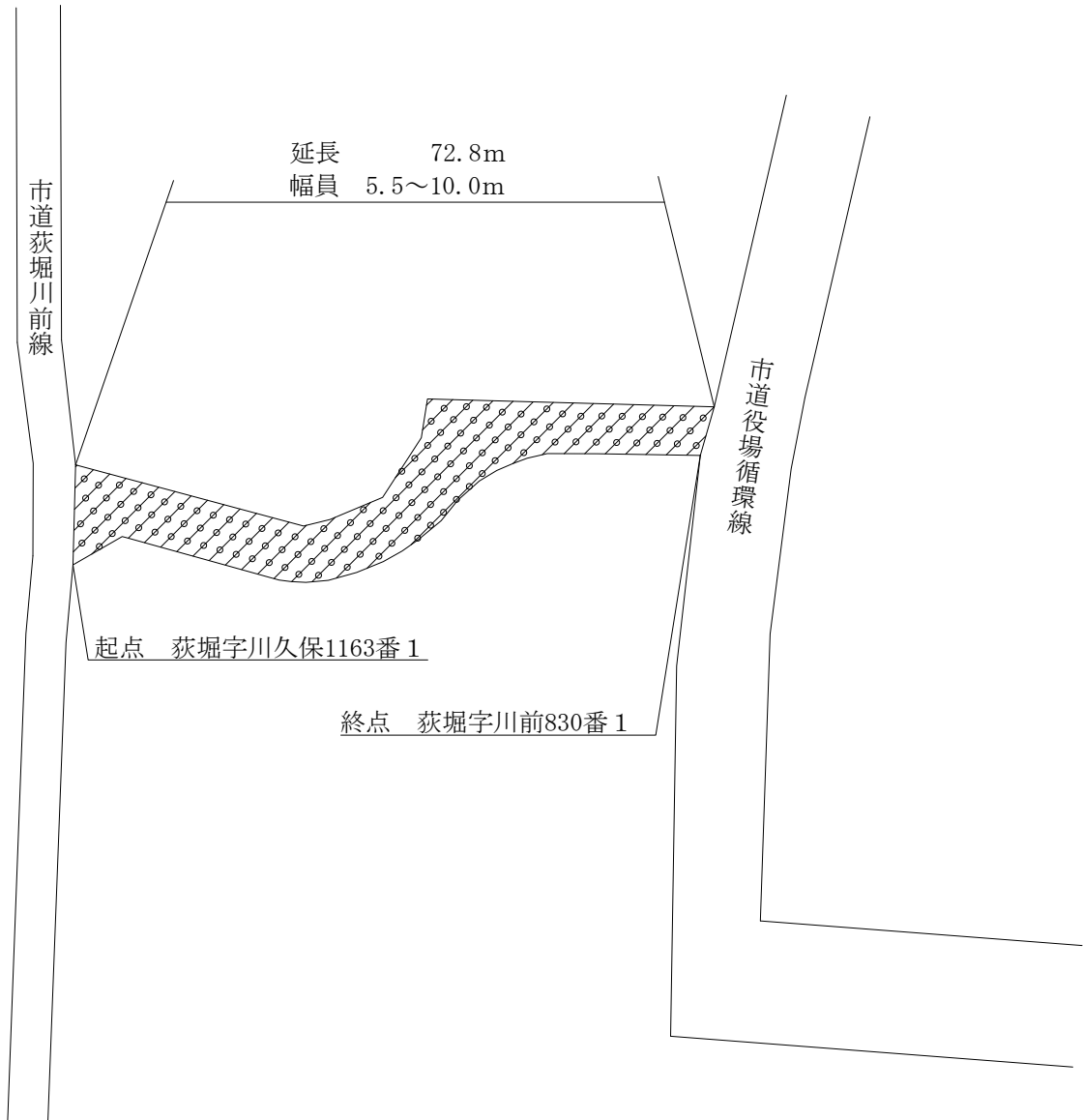
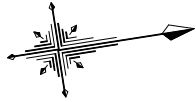


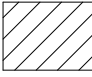
凡例

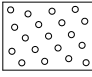
市道路線に 認定する区間

凡例

舗装済区間

# 添付図 3 市道荻堀川前 2 号線



凡例

市道路線に 認定する区間

凡例

舗装済区間



議第 22 号

長岡市及び三条市における公の施設の相互利用に関する協定の一部変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の3第2項の規定に基づき、長岡市及び三条市の間において平成29年3月30日に締結した長岡市及び三条市における公の施設の相互利用に関する協定の一部を次のとおり変更する。

令和4年3月1日提出

三条市長 滝 沢 亮

記

長岡市及び三条市における公の施設の相互利用に関する協定の一部を変更する協定

平成29年3月30日付けで長岡市（以下「甲」という。）と三条市（以下「乙」という。）との間に締結した長岡市及び三条市における公の施設の相互利用に関する協定の一部を変更する協定を次のとおり締結し、第1条の規定は令和4年4月1日から、第2条の規定は同年5月1日から適用する。

第1条 別表集会・文化施設の表長岡市の項中

「	長岡市栃尾市民会館	長岡市中央公園1番40号	」
	長岡市栃尾文化センター	長岡市中央公園1番36号	」を削る。

第2条 別表集会・文化施設の表長岡市の項中

「	長岡市中之島文化センター	長岡市中之島3807番地3	」を
「	長岡市中之島文化センター	長岡市中之島3807番地3	」
	長岡市栃尾地域交流拠点施設	長岡市中央公園1番67号	」に改め、同

表図書館の表長岡市の項中「長岡市中央公園1番36号」を「長岡市中央公園1番67号」に改める。

議第 22 号参考

長岡市及び三条市における公の施設の相互利用に関する協定（抜粋）

別表（第2条関係）

集会・文化施設

団体名	施設名	所在地
長岡市	長岡リリックホール	長岡市千秋3丁目 1356番地 6
	長岡市立劇場	長岡市幸町2丁目 1番 2号
	長岡市中之島文化センター	長岡市中之島 3807番地 3
	長岡市栃尾市民会館	長岡市中央公園 1番 40号
	長岡市栃尾文化センター	長岡市中央公園 1番 36号
	長岡市栃尾産業交流センター	長岡市栃尾宮沢 1765番地
	長岡市寺泊文化センター	長岡市寺泊磯町 7411番地 14
三条市	三条市総合福祉センター多目的ホール	三条市東本成寺 2番 1号
	三条市中央公民館	三条市元町 13番 1号
	三条市三条東公民館	三条市興野一丁目 13番 70号

図書館

団体名	施設名	所在地
長岡市	長岡市立中央図書館	長岡市学校町 1丁目 2番 2号
	長岡市立互尊文庫	長岡市坂之上町 3丁目 1番地 20
	長岡市立西地域図書館	長岡市緑町 3丁目 55番地 41
	長岡市立南地域図書館	長岡市曲新町 566番地 7

	<p>長岡市立北地域図書館</p> <p>長岡市立中之島地域図書館</p> <p>長岡市立寺泊地域図書館</p> <p>長岡市立栃尾地域図書館</p> <p>長岡市寺泊地域図書館大河津地区 図書室</p>	<p>長岡市新保町 1399 番地 3</p> <p>長岡市中之島 3807 番地 3</p> <p>長岡市寺泊磯町 7411 番地 14</p> <p>長岡市中央公園 1 番 36 号</p> <p>長岡市寺泊敦ヶ曾根 551 番地</p>
三条市	<p>三条市立図書館</p> <p>三条市立図書館栄分館</p> <p>三条市立図書館下田分館</p> <p>三条市立図書館嵐南公民館分室</p> <p>三条市立図書館漢学の里分室</p>	<p>三条市元町 1 番 6 号</p> <p>三条市新堀 1311 番地</p> <p>三条市荻堀 1144 番地 1</p> <p>三条市南四日町二丁目 10 番 3 号</p> <p>三条市庭月 434 番地 1</p>

報第 1 号

専決処分報告について

新型コロナウイルス感染症対策に係る経費の執行が急を要するため、令和3年度三条市一般会計補正予算を別紙専決処分書のとおり専決処分をしたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第3項の規定により議会に報告し、承認を求める。

令和4年3月1日提出

三条市長 滝 沢 亮

# 専 決 処 分 書

## 令和 3 年度三条市一般会計補正予算

令和 3 年度三条市の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 898,384 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 52,938,369 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第 2 条 繰越明許費の追加は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

以上、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により専決処分をする。

令和 4 年 1 月 11 日

三条市長 滝 沢 亮

第1表 歳入歳出予算補正  
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		千円 9,064,449	千円 898,384	千円 9,962,833
	2 国庫補助金	4,476,147	898,384	5,374,531
歳入合計		52,039,985	898,384	52,938,369

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		千円 15,322,694	千円 898,384	千円 16,221,078
	1 社会福祉費	7,644,916	898,384	8,543,300
歳出合計		52,039,985	898,384	52,938,369

## 第2表 繰越明許費補正

### 1 追加

款	項	事業名	金額
3 民生費	1 社会福祉費	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業	千円 70,087



一般会計補正予算に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括  
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
15 国庫支出金	9,064,449	898,384	9,962,833
歳入合計	52,039,985	898,384	52,938,369

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
3 民生費	15,322,694	898,384	16,221,078
歳 出 合 計	52,039,985	898,384	52,938,369

補正額の財源内訳			
特 定	財 源		一 般 財 源
国県支出金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
898,384			
898,384			

2 歳 入

1 5 款 国庫支出金（補正額 898,384千円：補正後の額 9,962,833千円）  
 2 項 国庫補助金（補正額 898,384千円：補正後の額 5,374,531千円）

目	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
2 民生費国庫補助金	1,846,222	898,384	2,744,606
計	4,476,147	898,384	5,374,531

節		説 明	千円
区 分	金 額		
1	社会福祉費補助金	子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金	898,384

3 歳 出

3 款 民生費（補正額 898,384千円：補正後の額 16,221,078千円）

1 項 社会福祉費（補正額 898,384千円：補正後の額 8,543,300千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特 定 財 源			
				国庫支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 社会福祉総務費	2,344,631	898,384	3,243,015	898,384 国庫支出金 898,384			
計	7,644,916	898,384	8,543,300	898,384			

節		説 明	千円
区 分	金 額		
1 報酬	359	077 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業費（福祉課）	898,384
8 旅費	8	1 パートタイム職員報酬	359
		8 費用弁償	8
10 需用費	930	10 消耗品費	100
		10 印刷製本費	830
11 役務費	2,820	11 通信料	1,843
		11 手数料	977
12 委託料	6,267	12 データ入力委託料	3,767
		12 業務システム開発等委託料	2,500
18 負担金、補助及び交付金	888,000	18 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金	888,000

3 款 民生費

専決処分報告について

新型コロナウイルス感染症対策に係る経費の執行が急を要するため、令和3年度三条市一般会計補正予算を別紙専決処分書のとおり専決処分をしたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第3項の規定により議会に報告し、承認を求める。

令和4年3月1日提出

三条市長 滝 沢 亮

# 専 決 処 分 書

## 令和 3 年度三条市一般会計補正予算

令和 3 年度三条市の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 964,084 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 53,902,453 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

以上、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により専決処分をする。

令和 4 年 1 月 21 日

三条市長 滝 沢 亮

第1表 歳入歳出予算補正  
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		千円 9,962,833	千円 24,068	千円 9,986,901
	2 国庫補助金	5,374,531	24,068	5,398,599
16 県支出金		3,174,812	940,016	4,114,828
	2 県補助金	1,232,395	940,016	2,172,411
歳 入 合 計		52,938,369	964,084	53,902,453

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		千円 5,320,607	千円 4,026	千円 5,324,633
	1 総務管理費	4,736,278	4,026	4,740,304
4 衛生費		4,003,694	44,110	4,047,804
	1 保健衛生費	2,690,599	44,110	2,734,709
7 商工費		2,412,783	915,948	3,328,731
	1 商工費	2,412,783	915,948	3,328,731
歳 出 合 計		52,938,369	964,084	53,902,453



一般会計補正予算に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括  
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
15 国庫支出金	9,962,833	24,068	9,986,901
16 県支出金	3,174,812	940,016	4,114,828
歳入合計	52,938,369	964,084	53,902,453

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
2 総務費	5,320,607	4,026	5,324,633
4 衛生費	4,003,694	44,110	4,047,804
7 商工費	2,412,783	915,948	3,328,731
歳 出 合 計	52,938,369	964,084	53,902,453

補正額の財源内訳			
特 定 財 源	一 般 財 源		
国県支出金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
4,026			
44,110			
915,948			
964,084			

2 歳 入

15 款 国庫支出金（補正額 24,068千円：補正後の額 9,986,901千円）  
 2 項 国庫補助金（補正額 24,068千円：補正後の額 5,398,599千円）

目	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 総務費国庫補助金	135,608	24,068	159,676
計	5,374,531	24,068	5,398,599

節		説 明	千円
区 分	金 額		
1 総務管理費補助金	24,068	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	24,068

16 款 県支出金（補正額 940,016千円：補正後の額 4,114,828千円）  
 2 項 県補助金（補正額 940,016千円：補正後の額 2,172,411千円）

3 衛生費県補助金	98,885	24,068	122,953
7 商工費県補助金	333,367	915,948	1,249,315
計	1,232,395	940,016	2,172,411

1 保健衛生費補助金	24,068	P C R 検査等支援補助金	24,068
1 商工費補助金	915,948	新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金事業補助金	915,948

### 3 歳 出

2 款 総務費（補正額 4,026千円：補正後の額 5,324,633千円）

1 項 総務管理費（補正額 4,026千円：補正後の額 4,740,304千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特 定 財 源			
				国県支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 一般管理費	1,704,861	4,026	1,708,887	4,026			
				国庫支出金			
				2,013			
				県支出金			
				2,013			
計	4,736,278	4,026	4,740,304	4,026			

節		説 明	千円
区 分	金 額		
11 役務費	4,026	100 人事管理費（人事課）……………	4,026
		11 手数料	4,026

4 款 衛生費（補正額 44,110千円：補正後の額 4,047,804千円）

1 項 保健衛生費（補正額 44,110千円：補正後の額 2,734,709千円）

1 保健衛生総務費	599,477	44,110	643,587	44,110			
				国庫支出金			
				22,055			
				県支出金			
				22,055			
計	2,690,599	44,110	2,734,709	44,110			

11 役務費	44,110	090 新型コロナウイルス感染症対策費（健康づくり課）……………	44,110
		11 手数料	44,110

7 款 商工費（補正額 915,948千円：補正後の額 3,328,731千円）

1 項 商工費（補正額 915,948千円：補正後の額 3,328,731千円）

2 商工振興費	2,066,023	915,948	2,981,971	915,948			
				県支出金			
				915,948			
計	2,412,783	915,948	3,328,731	915,948			

11 役務費	390	120 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金給付事業費（商工課）……………	915,948
12 委託料	5,770	11 通信料	390
		12 営業時間短縮状況確認委託料	2,000
18 負担金、補助及び交付金	909,788	12 補助金等受付業務委託料	3,770
		18 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金	909,788

2 款 総務費 4 款 衛生費 7 款 商工費